

## 「RD問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成24年 6月12日（火） 19：00～21：30

場 所：栗東市コミュニティセンター葉山東 大ホール

出席者：（滋賀県） 北村部長、藤本管理監、中村課長、岡治室長、井口参事、伊藤主幹、平井副主幹、松村副主幹、秦副主幹、白井主任技師、川端主任技師、末次主任主事

※コンサル2名

（栗東市） 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事

（連絡会） 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計20名（北尾団地：欠席）

（傍 聴） 1名

（県会議員） 九里議員、三浦議員

（マスコミ） 3社

（出席者数 44名）

司会（滋賀県）：こんばんは。それでは定刻となりましたので、ただいまからRD事案に関する周辺自治会の皆様との話し合いを始めさせていただきますと思います。

話し合いの初めに当たりまして、琵琶湖環境部長の北村からごあいさつ申し上げます。

部長（滋賀県）：皆さん、こんばんは。今日も大変お忙しい中、またおくつろぎの時間帯でもあるかもしれません。お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、御心配をおかけしておりました一次対策工の環境大臣の同意につきましては、6月7日付で無事いただきましたので、一次対策工のほう実際に着手できるようになりました。いろいろと御理解、御協力いただきましてありがとうございます。

次は、この二次対策工でございますが、これまで2回御意見を伺わせていただきました。その中で、工事の後どうやって色々なこういった話し合いの場でありませうとか、そういったことを担保していくんだというような御意見もいただきましたので、今日は、資料といたしまして協定書に盛り込むべき事項についてのたたき台という形でお配りをさせていただいております。これはたたき台ですので、ここところがちょっとあいまいやから、もっとわかりやすくはっきりしてくれというような御意見をちょうだいしたいと思います。あくまでもたたき台です。

また、これまでの二次対策工の中身につきましても、色々御質問、御意見賜ればと思っておりますので、本日もどうぞよろしく願いいたします。

司会：初めにお断りさせていただきますが、本日は、県・栗東市と、RD問題にかかわる周辺自治会の皆様とのお話し合いでございます。傍聴の皆様からの御発言は受けつけないこととして、進めさせていただきます。どうぞよろしく御理解のほどお願いいたします。

また、本日の話し合いですが、会場使用時間の関係で21時30分までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日、配付しました資料の確認でございますが、次第と本日配付しましたA4のRD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書に盛り込むべき事項について（たたき台）でございますが、この2枚でございます。過不足等はございませんでしょうか。

それでは、県の方から協定書に盛り込むべき事項について、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

参事（滋賀県）：今、お配りしましたこのたたき台と書いてあるやつの説明をさせていただきます。

これは、タイトルの方は、前、一次対策工事の方で協定を結ばせていただきましたものを1次を2次に変えただけでございます。甲が滋賀県知事、乙がRD問題周辺自治会連絡会の6自治会様ということで、前回、前々回の話し合いで色々御意見いただきましたのを踏まえまして、4点書かせていただきました。

まず1点目は、工事完了後のモニタリングの実施と情報公開ということでございまして、旧RD最終処分場の場内の浸透水および地下水ならびに旧RD最終処分場の周辺の地下水のモニタリングについては、甲は、二次対策工事完了後、対策工事の効果が確認できるまでの間実施する。あわせて甲は、当該モニタリングの結果の情報を積極的に公開するとしております。

この対策工事の効果が確認できるというあたりを具体的にどうするんやというようなあたりが、今後話し合いをさせていただいて、また学識者の方の御意見等も踏まえまして詰めさせていただくことになるかと思えます。

2点目が、工事完了後に対策効果が不十分と判断された場合の対応でございますけども、一次対策工事および二次対策工事の実施によっても生活環境保全上の支障の除去等の目的が十分に達成されないときは、甲は乙との話し合いを行うとともに、外部の専門家の意見を聞いた上で、適切な追加対策等を検討・実施するということでございます。二次対策をやっても効果が不十分やった場合は、皆さんと話し合いもさせていただきますし、また専門家の方の御意見も聞いた上で、適切な対策を検討して実施していきたいということでございます。

3点目が、工事実施期間中の工事情報等の公開および工事現場の公開ということでございまして、甲は、情報公開を積極的に行うこととし、工事期間中の進捗状況、調査結果等の情報を公表するとともに、工事の現場を公開する機会を設けるものとするということでございます。進捗状況とか現場の方の公開を、積極的に行っていくということでございます。現場の方は、なかなか掘っているところを直ぐにいつでもそばまで見に行くというふうにはなかなか安全上の問題もございまして、ちょっと難しい面がございまして、色々これから検討のほうを進めさせていただいて、できるだけ見ていただけるような形をとっていきたいというふう考えております。

最後4点目ですが、跡地県有地化に向けた検討の実施ということで、甲は、旧RD最終処分場の土地の早期の県有地化に向けた検討を進めるものとするということで、これ

までの話し合いで、二次対策の方が始まりましたら、検討の方も進めさせていただくというようなことを申したかと思えますけども、このような文言を入れたいということでございます。

この表現等で不十分な点とか色々あるかと思えますので、そういう点を含めまして御意見等いただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

司会：それでは、御質問等ございましたらお願いいたします。

住民：今、お話しになられた1番目の地下水のモニタリングについて、対策工事の効果が確認できるまでの間実施するとなっておりますけども、効果の確認というのは、どこのどの数値まで、極端に言ったら環境基準を下回るまでとか、ゼロになるまでとか色々な表現があると思えますけど、どこまででしょうか。

参事：それはこれから詰めていくことになると思えますけど、基本としていますのは地下水の環境基準を処分場の場外について今RD由来で下流地下水とか環境基準を超えてなりしていますので、それが環境基準以下になるというのが目標でございます。

効果の確認といいますと、なかなか何百メートルも下流で環境基準を下回るとなると、かなり先になるかと思えますが、例えば処分場の直ぐ下流側で水質を見てやったら、うまくいってれば効果が比較的早く出るというふうに考えられますので、ちょっとその辺近いところは早く出るということで、一番近いところの環境基準が下がればそれでよしというのも一つの案ですし、いやそうやない。もうちょっと下流のほうで、どこかまで下がらんとだめ。というような御意見もあろうかと思えますけど、その辺はちょっとこれから詰めたいということでございます。

住民：それで、確認するのは、井戸からの検査や確認やと思えますけども、井戸に関して、1本でするのかあるいは5メートル間隔で周囲で全部新たに掘って井戸を設置して、そこで何カ所かで確認するというような方法をとるのか、その辺は考えておられますか。

参事：基本的には、今ある井戸とあとまたこれから設置していく井戸がございますので、それを使って判断していくのが基本になろうかと思えます。

あと、実際、工事終わりましたからモニタリングをして、どの井戸で要は見ていくといいのかということ判断していきまして、場合によっては別に井戸が必要ということがあるかもわかりませんし、その辺はまた話し合いはそこで終わりというわけではございませんので、住民の方の御意見も聞きながら進めていきたいと考えております。

住民：今の確認方法はいいんですが、例えば基準が下がったと、例えば今月のいつかならいつか測ったら下がったと。それから後、どのくらい経過をさせてするんだと、その経過日数はどういうふうに考えておられるんですか。

課長（滋賀県）：例えば、環境基準の評価というのは年間の平均値で評価しなさいという形

になっていますので、例えば季節変動とかそういうのは見る必要があると思うんです。今ですと季節的な変動を見るために年4回やっていますけども、その結果を見て、例えばその平均値が環境基準を下回るっていうのは一つの指標かなと思います。これはまた御相談でございますが。

住民：今の続きでは、県も我々も安全安心というふうにはずっと来ているんですが、環境基準どうこうっていう個人的な考えですけど、環境基準をクリアするというような話の後、それをクリアしたら安全かなと。

ただ、安心というのはどう確保するのか。県はもう当初から安全安心を確保するというのをやってきた。我々もそれを要求したと。この安全、安全というか安心をどうするのかということもぜひこれに含めていただきたい。

私としては、安心というのは、上流側の汚染された水に下流のそれが近づいているかどうか、浸透水が近づいているかどうか。これが安心に結びつくことだと私は思っています。もちろん上流の水と水質が全く一緒になれば最高だと思います。そういう意味で、環境基準以外にも、電気伝導とかCODとかBODとかpHとか、そういう一般的な指標もありますので、環境基準を超えたからそれでもう安全だ。安全でとまることのないような内容にしていきたい。安心というものをぜひ、大ざっぱでちょっと表現しにくいけど個人的には上流の水というのを重要視していますから、よろしくお願いします。

住民：先ほど、年間の平均値でやると。これは、今まで私たち何回もごまかされてきたと思っっているんですよ。あるときは1,000、鉛の例で言うと、1,000もなっていて、他は低いから平均値で平均以下やったと、こういうことを出されたことがありますけど。これ表でありましたよ。ああいうのを見ているとね、なんや1,000はええのかいということになってくるんですよ。年に1回でも超えていたら、これはおかしいですよ。平均でやるとするのは絶対やめてください。そういう考えはしないでください。

住民：今の考えは僕も賛成なんです。

というのは、普通の土壌にしても何にしてもそうですけども、やはりそのときそのときによって測った場合でも、季節によってとか色々な条件によって、やっぱり同じところでも値が変わってくる場合がありますので、今までずっと測っていても出なかったのが急に出る場合もありますので、そういうこともありますので、平均値でとるのは極力避けてください。やっぱりその場その場を出してもらって判断していくような形をとってもらった方が、私もいいと思います。

室長（滋賀県）：ここのところはそういうような御意見をいただいて、場所もどういう基準をクリアどうしていくかということも含めて、また具体的にはまだ出させていただきますが、基本的には内容的には具体的にどうかはわかりませんが、こうやっていくと、その辺は細かい具体の部分はいろいろ議論をこれからさせてもらわないと思います。

住民：何点もあるんだけども、一つ一つ言おうか。

まず、2のところですけども、工事完了後というのを明確にどの時点かということを示さないとなんて納められません。例の豊島のごみが大津に持ち込まれたときに、あれ何で大津で洗浄しなければいけないのかって言うと、住民側と香川県との約束があるんですよ。何年までに処理するという。それに間に合わなくなったので、県外で処理しなければいけないということで、香川県があれだけ動いたわけですよ。やっぱり我々としては、そういう担保が欲しいんです。何年までには対策を完了するかっていうこと。それがはっきりわかるためには、あいまいな時期のことを言うのではなくて工事完了後というのは、どの時点で検討して、これは追加対策が必要なかどうかということを考えるのかどうか。その時点を確認してもらいたいということですね。

それで、どの段階までにはこの処分場は完了するんだと、目標を確認してもらいたい。それからこの効果があるかどうか、確認する時期と、それからこの処分場を他の環境に害を及ぼさないものにするという目標のちゃんとした日時を確認してもらいたい。この2点、まず要請したいと思います。

それから、この2のことに関しては、適切な追加対策等を検討・実施するじゃ納められません。ここにはちゃんと、我々は最初から主張している有害廃棄物の撤去を含めたという文章を、少なくとも入れてもらわなければ納められません。その文言の挿入を検討してください。

それから、4のところ、これは明らかに後退していますよね。4の県有地化の問題は、二次対策期間中には県有地化するって前回言ったじゃないですか。それが何で、県有地化に向けた検討を進めるものって大幅後退しているんですか、これ。議会との兼ね合いもあるだろうから、はっきり言えないっていうのもわかるけれども、もう少しちゃんとした積極的な言葉を言ってもらわないと、また言葉尻で逃げるのかって我々は印象を持ってしまいます。

以上、その辺のところでお聞きします。

室長：2番の効果の話ですが、これは1番のモニタリングとよく似た密接な関連があるかなと思うんですけど、効果をどう見るか。工事完了したら、竣工したら直ぐ効果が出る。その翌日にどうかということになるということでもないということがありますので。

住民：いやいや。1番は、私はそう理解しなくて、対策工事の効果の確認できるまでの間に実施するってことは、延々とやるってことでしょう、要するに。1の問題は。

つまり、完全にきれいになるまでずっとモニタリングし続けるっていうのが1の内容なんじゃないの。だからこれはこれで、私はいいと思うんだよ。

ただ、このままの、幾らモニタリングしていても、埒が明かないっていう決断をする時期はいつなのかということをはっきりしてほしいっていうのが2のことなんだよ。不十分と判断されたってことは、どの時点で判断するのかってこと。そのためには、いつまでにこの処分場をきれいにするっていう最終目標がないと。これは間に合わないっていうことになるから、この時点では決断しなければいけないっていう問題は出てくるでしょう。

だから最終的に、いつになったらきれいになるんですかっていう目標と、そこを考え

ていつの段階で判断するのかっていうことを、しっかり日時を明確にしてほしいってことです。

管理監（滋賀県）：1点目の対策工事の効果が確認できるのは、先ほどから地下水の環境基準とか一般的には年平均とかいう形でやられている部分もありますけども、先ほどの例えば年4回がびたっと環境基準を下回って、なおかつ、それが1年だけじゃなしに2年間とかいうような形のことを明確にしていきたいというふうに思っております。

2点目の工事完了後というのは、前回の資料でもって、一応、対策工事期間が4から6年、モニタリングが一応3年という、今の特措法の期限内を目いっぱい使えばなという意味でやっておりますので、基本的にはその特措法の期限内に効果が出ないということでは、多分だめなんだろうなと思うんです。その点について、他府県でやられております特措法の分でも、今回一次（対策）の分について同意をいただきましたけども、そのときも国のほうの調査会等でしっかりと、この内容は正しいのかどうか、合理的なのかどうかというのを全部チェック受けました。なおかつ終わってもチェックがあるというふうに聞いておりますので、当然その段階で、国としてもチェックが行われるというふうに思っておりますので、基本的に一定、我々がまだ案の段階ですけども、モニタリング3年というようにしておりますので、そのような中で決まってくるかなと。

ただ、工事期間が4から6という形で今、幅を持たしておりますので、ちょっとこの内容が、実際に掘り起こしたというようなことをする工事が4年でできるのか6年でできるのか、その後少なくとも3年程度は、今モニタリングすべきじゃないかなというように形でやっているの、そこら辺の部分の、今、●●さんがおっしゃるような確認の時期というのは、その工事内容等の設計をした中でいって、当然我々も行政ですので、いつまでにというのを言う必要がございますので、その段階で明確にさせていただけるんではないかなというふうに思うんですけども。

住民：よくわからないんだけど、特措法10年延長されますね、平成25年から10年と考えると、平成34年までにあの処分場はきれいにするということですか、それとも34年の段階で、効果を確認するということですか、どちらですか。

管理監：34年までの段階で、効果を確認できるというふうに思っております。

住民：34年の段階で、効果を確認できる。

管理監：34年度までの段階で。長くとも34年と思っておるんですけども、そういう思いでやっているということです。

住民：それができなかつたらどうするんですかと言っているんです。

つまり、その34年までに効果を確認できると言っているけども、34年度までに、どうもこのやり方じゃあモニタリング最中にだよ、いつまでたっても確認できないんじゃないかっていう判断をどこかでする必要はあるんじゃないですかって言っているの。

だから、その時には、追加の対策が必要になるでしょうと。

管理監：当然、モニタリングですので、例えば、数値がこの勾配で下がってるという形でもって、要はあと2年で多分行くやろうとかいうのは行けると思うんです。

住民：それは、我々はもうだまされてるんですよ。高アルカリ水の時に。全然減らないじゃないか、減らないじゃないかって、上田一好さんに言ったら、そのうち下がる、そのうち下がるって言って、彼は退職してしまったんですよ。結局、もうモニタリングもしてないという、とんでもない。そういうことになるのが嫌だから。あのね、どっかの時点で、ちゃんとこれで目標年度までにきれいになるかどうか、外部の専門家を入れて、判断する必要があるでしょうと言っているわけですよ。責任ある立場で。

そして、最終的に処分場はいつまでにはきれいにするんだという言明が必要だと言っているわけ。今の藤本さんの意見だけでは、我々は信用できないということなので、ちょっとこれ考えてください。

管理監：具体的に申し上げますと、2のところ、この支障の除去等の目的が十分に達成されないとき、この部分に、更に後で追加対策のところでは外部の専門家の意見というのを聞くという形になっているんですけども。

住民：だからこの達成されないときというのは、いつ判断するのかということ。それをはっきりしてほしいということ。

管理監：はい。その達成されないという、この段階でもいわゆる外部の専門家の意見を聞いて、しっかりと検証をみんなですていくと。

住民：いや、言っていることわかんない。僕らが言っているのは、どの時点で、判断するかということを知っているわけで、達成できないときには対応します、それはわかっているんです。

ただ、達成できるかできないかっていうことを、どの時点で判断するんですかっていうことを知っているんですよ。

住民：1年で判断するのか2年で判断するのかということでしょう。

住民：そう。だから、平成30年には判断をするとか、34年にはもうすべてきれいにすっていうことをはっきり言ってもらわないと、我々は納得できないっていうこと。

室長：この辺につきましては、例えば漏れないように完璧になったとしても、砂層に有害物がまだどれくらい残留するのか、今、環境基準、地下水超えていますけど、この地下水を超えた残留物がしっかりと囲ってしまって、外へ出てなくても、どれくらい出るのかというあたりが、今ちょっともう何年やということがなかなか言えないかなと思いま

す。

その辺については、また専門家の意見を聞きながら、どのモニタリングの場所でどういふことをしながらやったら、だんだん下がっていくというような効果が見えてきたり、あるいはこの物質でこうだったら、どのくらい経ったら環境基準を下回るというか、何年で何分の1になるとか、その辺のことについては、今何年やということがなかなかちよっと。

住民：どのくらい下がるとか、何年ということは、今からしてくれって言っているわけじゃないですよ。どの段階で、このやり方では期限内にはきれいにならないというふうに判断するのかどうかと、それをはっきりしてほしいって言っているだけの話で、いつまでにあの処分場はきれいな元どおりの里山に戻るんですかと、言っていることは非常に単純な話なんだけどね。

住民：浸透水とか周辺直近の井戸やったら即反応しますよね。工事中でもわかりますよね。下流域やったらそりゃ時間かかるかもしれません。その辺をはっきり、直近のこの井戸で1カ月もせんうちに、大雨でも降ったら直ぐほとんど良くなる悪くなる、傾向は出ますよね。だから判断しにくいことはないと思うんですが。

室長：そうですね。傾向は出てくると私も思います。だから、ものによっても早く低くなる物質もあればそうでない物質もあったりするかなとも思いますので、その辺ちよっと、どういう効果が出てどういうふうに考えていくのかっていう話は、モニタリングしながらどうなっていくかというあたりは、予想をつけながら、今直ぐ今日、何年という話はなかなか言えないかなと思いますので、その辺はまた専門家の意見も聞きながら詰めていく必要があるのかなと思っております。

住民：判断する時期がぶれたら間に合わないです。

室長：確かに今、おっしゃってくれはったように、近くやったら直ぐ効果が出て、水質がだんだんよくなっていくというようなことが直ぐ見えるかもなど私も思います。

だけど、その物質がどうなのか、何年かかるのか、下降傾向になるのに何年かかるのか、直ぐ出るのかというあたりが、私にはちよっと今わからないし、その辺は今、何年ということはなかなかちよっと今言えないんですけども、その辺も目標、共通認識を持ってやっていく必要があるかなと思いますので、また専門家の意見も聞きながら、皆さんと一緒に考えていく必要があるかなと思います。

住民：これ、文章に対して工程表を書いてもらおうといいんだよね。この文章に対して、この辺でこういうチェックする、ここでこういうチェックするという。そうすれば、今●●さんが言うた納得に近づくんじゃないかな。

住民：結局ね、34年できれいにならんやないかってなった場合に、特措法が切れてあと



は県費で追加対策をやりますということなんかどうかということをはっきりしてもらおうとわかりやすい。

住民：その話の中ですよ。下流域や何になるかわからない、その辺の汚染されてしまつて。じゃあ、これから10年後、そうなって見ないと、調べて見ないとわからない。じゃあその10年間、それ以上その辺の汚染された下流域をほったままにしとくのか。それ、長くかかるというのであれば、その辺の浄化を進めないかんやないかと思ひますね。それは次の課題かもしれんけども、それは、もっと早い段階で判断するべきやと思ひます。

室長：10年で言うてるわけじゃないですけど、どのくらいかかってどうなっていくのかなつていうあたりは、専門家の御意見も伺いながらその辺の効果がどうやつて見えてくるのかというあたりは、また皆さんと一緒に考えていく必要があるかなと思ひます。

住民：あれでしょう。二次対策やつている最中もそうやけど、やつた後も他の上流部の廃棄物の是正ですか、そういうのはやつてかはるんでしょ。そのままほつとくわけじゃないんでしょ。

値が下がるまで、とにかく下だけやつて、あと上のほうは何もしないということではないんでしょ。上つちゅうかその処分場の。

二次対策工事を下手でやるわけでしょう。処分場の下手で。

室長：下手でやるのと、順番どうなるかわかりませんが上手のほうで。

住民：上手のほうでも、今までどおり処分場の有害物に関して、調査なり掘削したりなり、それはそれ全部やつてもらえますか。

室長：当然ですね、今、下だけやつて下がつたらもう取らんとこかつて、そんなことではない。今、考えているこれは、底面遮水なり側面遮水なりやるのと、今言うてる有害物をとるのと、やつて、効果がどうなるかという話なんで、一部やつて効果出たさかい、もう考えていたけどやめとこかつて、そんな話ではないです。

住民：話の内容やつたら、それまでの値が下がるまで、特措法が三十何年、あるから、その間下がつていくやろうというような。

室長：いやいや、そんなんではないんで。

今、考えてるような、まだやつた上で、効果がどうなるかをしっかり見ていくと。

管理監：あと1点、先ほどのちょっと●●さんの方から4番目の点で後退したんじゃないかとう点がありましたけど、言葉が足らんかったかもわかりませんが、早期のという意味で、できるだけ技術的とか今の色々な行政上、一番早期に県有地化できるという

方法を進めるというのは協定書を取り交わした段階から始まるという意味で、速やかにという言葉を入れさせてもらったんであって、これでもってという意味ではないんですけど。

そういう意味で、今はっきり申し上げまして県有地化という方向は、この前も言わせていただきましたけども、その後のことも含めて、県有地化するに当たっては、色々な説明も要りますので、そういうような具体的な検討を、今、対策工事のほうばかりいってますので、それをちゃんと協定書を結ぶことによって、我々の速やかにせんならん責務として書かせていただいたという意味なんですけども。

住民：そういう意味では、先ほど●●さんが言われたように、二次対策工事にかかったら即するというように解釈したらええわけかね。

管理監：いや、二次対策工事にかかるというか、いわゆる跡地利用については、協定書を結んだ段階から甲は進めるものとするという形ですので、二次対策に着手するとかいう形じゃなしに、検討を進めて、この前言ったような形で二次対策に着手したら、できるだけ早い時期に県有地化というものにもっていきたいというため。

住民：もって行きたい。いや、前回聞いたのでは、しますと聞いたんやけど。

管理監：もっていくというために、検討を、いわゆるまな板のそ上に乗せますよという意味で書かせてもらったんです。

住民：行政用語じゃあ通用するかもしれないけど、我々の世間の言葉遣いじゃないよ、これ。

住民：まな板の上に乗ったコイで、その場でじっとしとくかどうかわからへんよ。また水の中へ飛び込むかもわからへんのやから、そういうところはっきりしてもらいたい。

室長：あんまり思いは変わらんとしますので、表現の方法をちょっとまた。

住民：よろしいですか。今、問題になってるのは、地下水のモニタリングとかそういうもんがテーマになっているわけなんですけども。

処分場の跡地から環境に汚染が広がっているのは、地下水を通じてということが大半、ほぼそれに尽きると思うんですけども。ですから、今この辺の問題がまな板上ってるわけなんですけども。そもそも約25万立米の掘削ということは、あとの3分の2は掘削はしない。それから6万3,000立米は場外に出すけども残りは処分場に残すと。いわゆる10分の1しかとらないということで、汚染が広がらないのかどうかということについては、下流部で穴をふさぐから大丈夫だと、浸透水もとるから大丈夫だということの論理になっているわけなんですけども、その穴というのは、その3カ所だけで済むのかどうかというのは、私はちょっと疑問があるんですよ。あの3カ所だけで済ま

ずにもっとあるんかもしれんのに、地下のことについてはわからんと。ということは、浸透水をとっても水というのは横へ流れるよりは下へ流れるという性格があるわけやから、流れていくやないかなあということですね。ですから、ひよっとすると汚染はそんなに止まらないかもしれないんじゃないかなという危惧があるわけなんです。

それと、もう一つは、工事中の汚染がひどくなる可能性がある点については、浸透水をくみ上げてどうのこうのとかということになるんですけど、どうしても穴がふさがるまでの間、やっぱり重機で掘り込むわけやから、汚染はふさぐまでの間は掘り起こしたりすることについては、どうしても下へ流れ落ちる。じゃあどうしたらいいのかっていうことを考えてみたら、結局は以前から私言っていますようなバリア井戸というのが、やっぱり二次対策工事においても表現されてないんですね。浸透水はとります、ですけどバリア井戸ということについては、どうしても前から言っても計画案の中に入り込まない。

バリア井戸というのは何かというと、地下水をくみ上げるということなんです。くみ上げてしまえば、下流へ流れない。であれば、二次対策工事において、バリア井戸というのをやっぱり重要視していただけないもんか、対策工事としてですね、思っているわけなんですけど、いかがなものでしょうね。

課長：バリア井戸につきましては、結局、どんだけ水が入ってくるかによるんですが、今、私どもの今回の二次対策で考えていますのは、1日300トンレベルの水処理を考えてるわけですけども、バリア井戸を掘ったとして、どんだけ水が入ってくるかというところが分からないんですよ。上を閉めたりあるいは粘土層をふさいだりすることによって入ってくる水の量をカウントできるんですけども、それをしない状態で井戸を掘っても、どんだけ処理をしなければならぬかというのはわからない。かえって処理量が増えることになってしまえば、バリア井戸として機能するのは薄くなってしまいうんじやないかという、その懸念がございますので、我々としてはまずふさぐ方法を優先させていただいたということでございます。

住民：いや、工事中も含めて、汚染がずっと進行しないかどうかということについては、穴がふさがるまでの間は、どうなるんかということなんです。

課長：当然そのところについては、工事の順番をどういうふうにもっていくかというところで、穴があいている状態の中で工事するわけですので、それは考えていかなあかんというのは、それはおっしゃるとおりでございます。

ただ、そのバリア井戸に関しましては、何らかの措置なしに井戸だけ掘ったところで、それがくみ上げる量の水の量がどこまで行けるかっていう話がわかりませんので、ちょっとそこはリスクが高いんじゃないかなというふうに考えてるところでございます。工事中については、きちっとやるというのは御指摘のとおりと思います。

管理監：今、工事中の、確かに穴があいているところは掘るわけですから、そこからまだ漏れるやないかという点については、バリア井戸というよりはその部分だけを矢板で囲

ってしまうというような工法でもって、地下水との関係を切った中で、カラカラの形にしてやっていかないと、どんどん汚れたものを流すというような形になりますので、それは工事のやり方でもって対応を考えていきたいというふうに考えていますけども。

住民：たたき台からちょっと離れてしまっているような感じなんですけど、今この話の続きなんですけども、腰を折るような話で申しわけないんですけども、この二次対策をすることに関しては別に反対はしないですし、やってもらっていいと思うけども、今この二次対策の方向としては場内の浸透水を集めて地下水に入り込まないようにする対策ですよ。

ところが、この処分場を見ると、深掘りの件もあるし、前回にコンクリートはひびいてへんから絶対大丈夫やと言われたけども、パイルを打っていることで、そのすき間から地下水に流れ込んでいるのは明白なことであるので、それをちゃんとしないことにはこの二次対策をやったとしても、地下水に有害物が流れ込んでいくのは明白。私はそう思っています。だからそっちのほうをちゃんとしないことには、いくら上のほう、二次対策をいつまでやっても地下水に有害物が入ってきます。以上です。

管理監：杭に関しては、この間も資料を出して、当初の熔融炉の建物の時の杭工法を説明させていただいて、いわゆるあれがそういう恐れがないという工法だから。

住民：杭と廃棄物あるいは粘土層、そこに打ってんねんやから、そのすき間から入っているのは明白やし、そこからずぶずぶに地下水に流れ込んでるんですわ。

そりゃ確かに、コンクリートはひびが入らんことにはVOCsは通さない。通さないけども、極端に言うたら廃棄物の中は、劣悪な状況ですわ。温度は高い湿度は高い。そのような状況で、コンクリートは中の組織が破壊されていくような状態というのは明白ですやん。それを考えたら。

課長：今おっしゃっているのは、廃棄物の分ですよ。廃棄物の下に粘土層があって、そこにもコンクリートをしみ込ませてるわけですよ。それについては、我々、有害物質の専門家の委員の先生方に聞いてたんですけど、ここの部分については。

住民：だけど、ですけどですよ、土壌対策法の指針によると、処分場の中にこのような工法をやったらだめというような文言があるでしょう。やっていいことと悪いことがあるでしょ。

課長：いや、ですから漏れなければいいんであって、逆にそれを。

住民：漏れなければいいんじゃないかって、やったら本当はいかんのですよ。

課長：ええ、ですから今の時点で、それがあつたわけですよ。それが周りにちゃんとコンクリートが打つてあると確認されている。しかも専門家の先生からも聞いてみると、これを

抜くことによって逆にリスクが高まると聞いていますので。

住民：だから、抜いてくれと、僕言ってないんですよ。だからそれを何とか、地下水に漏れんような方法でしていかんといかんのやけども、地下水から下流に有害物を流さんようにするためには、今おっしゃったバリア井戸、それが私は一番いい方法だと思っています。

課長：ですからね、そのバリア井戸っていうのは逆に引いちゃうんですよ。汚染を引いてしまうところがあるんです。

住民：だけど、今この処分場において、下流にとにかく有害物を流さないことが第一なんですよ。

課長：ですから、浸透水の水位を見ていただきたいんです。浸透水の水位ですね。

住民：下流に流さないことを第一に考えて、それをまずして、それでその処分場の中の対策をとっていくことが、良とするような方法じゃないんですか。

課長：今、漏れているとおっしゃった。浸透水の水位を見ていただきたいんですけど、いわゆる南の方側ですか。あそこ浸透水の水位はほとんどないんですよ。北側の方には浸透水の水位があります。そこは落ちているでしょうから、浸透水の水圧によって粘土層の下へ水が落ちてくるような状況があるんですけども、こちらのほうは水位が無いから、それが下へ落ちてくるようなことは考えにくいですね。それは横へ走っているというふうに思っているんです。

住民：だけど浸透水って、水って真っすぐ行くわけじゃないし、うろちょろうろちょろしながら行くわけでしょう。

課長：いや、ですからそれは。

住民：今は水は無いけども、

課長：自動計測器を置いて、24時間測るべきですよっていう話を聞きましたので、我々それモニタリングやっているんですよ。その中で、いわゆる問題になっているところにおいて、浸透水の水位がないっていうことは、それは下へしみ込まなくて、それは横へ行っているんですね、そこは。それがいわゆる北側の調整池のほうに水がたまっている状況があるわけですから、そこで何かやるべきだと。

逆に、そのところに、地下まで穴を掘って水を吸い上げたら、どんどん地下へ汚染を引っ張ることになるんですよ。バリア井戸を設けたら。

住民：そうかなあ。

課長：いや、そうなんです

これはね、例えば、東京都の三鷹市で、水道水が汚染されたんですけど、結局それは何かというと、深井戸を掘ってどんどん水をくみ上げたことによって、その深井戸のほうで汚水を引っ張ってしまったんです。そういう事例があるんです。

ですから、それは専門家の先生方が心配なさっているのは、ぼこぼこ穴を掘って引っ張るのは、それはちょっとリスクが高いよと、おっしゃっているんで、そこは慎重にやりたい、我々としても。

住民：確かにこの処分場は、モニタリングするとか色々なことをするのに、ボーリングたくさん掘っているから、それも正直言うて懸念はあるんです。

課長：そうですね。だから掘った、それは何とか安全にやりたいと思うんです。しかもそこにもう一つ大きな穴を掘って引っ張るということは、より深い層へ汚染を引っ張るリスクも高まるわけですのでそこは慎重にやるべきだと思います。

住民：もちろん慎重にやることは異論はないですけども。

ただ、その深堀に関しては、水がたまっているのかな。そここのところは、どういう具合に考えておられます。深堀のところ。

課長：そここのところは粘土層が修復されておりますので、

住民：修復されているけど水がたまってわけでしょう。ということは、ひょっとしたら修復したけども、地下に流れているのかというような懸念もあるんやけども、それは100%大丈夫って言えるんですか。

課長：ええ、そこについては大丈夫だと思います。

住民：本当に。

住民：処分場というのは、掘った穴、水がたまってるところにごみ入れていいんですか。

平成10年度の、平成17は10メートルほど、平成3年として10年近く水にたまっていますよね。それに廃棄物がみんな入っていますよね。そういう状態で置いといていいんですかね。

池の中に廃棄物をためているという状態ですよ、今。何も対策しないということは、そこに水がたまのまま。その水は皆、自然に引っ張ってこられるわけですか。

課長：いや、だから今はその降った量と出てくる量が均衡になってああいふ浸透水がたまっている状態だと思いますけど。

住民：今度はそれが、今度の対策でそれが下がるんですか。

課長：できるだけ下げたいと。

住民：できるだけって、どういう形で下げるんですか。

課長：できれば、水がない状態のところまでです。

住民：そりゃ、口でそう言われても。何も、担保も何も。多分そうである、そういう観測と言われてもね、ちょっと説明のしようがない。

室長：今の対策工は、今言われたような、自然に一番低い沈砂池のところの水を、浸透水をためて、それをくみ上げて浸透水を低下させるというのが一つの目玉の対策です。

住民：わかります。それはわかります。それやったら、それ、ポンプをくみ上げるとかは別に異存はないんです。それは私から言わせれば緊急対策で、恒久対策でそれをやるってというのは、ちょっと解せんと。

ポンプはいつまで動かすんですか。そりゃ10年までやったら10年後ということになると思うんですけど。

室長：ポンプは、底にたまりますので、それはもう半永久的に動かす必要があるかなと。

住民：それが、県の言う恒久対策ですか。我々の要望している中には、そういう水のたまる部分、要するに掘っている部分は、できるだけ下流域でピットとして上げるんやったらまだわかるけど。その前に。

室長：今の構造上、あそこが一番低いところというのは、くみ上げないと出てこない底になってしまいますので、それを自然に流下させるとなると、もっと低いところまでパイプで持っていくということになるかなと思うんですけど、基本的にはポンプアップしないと、底のたまった水上げられないということかなと思うんです。

住民：それはちょっと納得できない。

室長：あそこが一番低いところ、今の水処理施設のあるところが標高130メートルくらい、それで一番今、穴あいている沈砂池の下あたりが120くらいかな。120のところには水が、そこは遮水しますが、その水というのは自然に流れていくような深さになるもんじゃないので上げる必要があると。

住民：●●さん言っているのはそうじゃなくて、浸透水を半永久的に浄化しなければいけ

ないというのは恒久対策ではないだろうって言っているんじゃないの。

住民：うん、ポンプ、機械で動かすということはね。あとは、あそこ、自然な山で、雨降った山は覆土を\*\*\*\*して、それは自然に流れていく。汚い水は浄化して下水へ入ると、分けていくわけですけど。対策工することによって、そのポンプはなくなるべきやと思うんですけどね。ましてや半永久的に動かします言うたら、それはちょっとねえ。

室長：水処理施設を半永久的に動かすわけではないですけども。

住民：わかっている、わかっています。

室長：物理的に水のたまる場所は、ここよりも低いところにたまりますので、ここを流れるようにするといいいということになるかもわかりませんが、ここに水をためようというところをつくろうということで今考えていますので、それをポンプアップして持っていく必要がある。

住民：それは、要するに対策が終わったということは、きれいな水がそこに集まるわけですね。

室長：そういうことですね。

住民：きれいな水になったら。

室長：きれいな水になったら、でもポンプアップ、ポンプは要ると。

住民：ポンプは要るってことでしょう。

室長：ええ、ということです。

住民：なぜポンプなしで下流に流せるような対策をしないんですか。それが対策工じゃないんですか。

室長：最終的に、ここにたまる水を下流の方に自然に流すっていうあたりは、技術的にもしかしたら可能かもわかりませんが、今のところそのあたりの。

住民：それはあくまでも、水を汚染されているのを浄化するためにピットを設けてポンプを上げると。それが終わったとしたら、水の処理いつまでも動かさないというんであれば、それ終わったとしたら、そのポンプは撤去でしょう。で、自然な水が流れていくように、逆に言うたら、要するに今の廃棄物は水にたまっている廃棄物のところはすべて今のこの水位ラインがありますね、浸透水のラインが。あれは皆、量でぴゅっと直さな



いとあかんの違うの、底面を。水の処分場の下にたまるということは、それはあり得ないと思いますよ。適正な処分場ではないですよ。

課長：水位差があって、それ無理ですわ。

住民：まあまあ意見として言っていますから。

室長：ここが、ここよりも低いので、ここを低くせんと水がたまらないので、今のところはここをくみ上げるということですけど。

住民：それもよくわかります。

室長：最終的にほっといてもすっと流れ出てくると。もうここに水はたまらないということだったらベストですね。

住民：そうなの。ベストを言っているんです。

室長：ただ、そこの一歩手前ですけど、自然にここにたまってくるというシステムになるという。

住民：ベストを求めているんです。

室長：これはね、あとはもうポンプを。

住民：それは今言っているわけじゃなくて、以前からお願いしてる中浮気の一覧表にこれを挙げていますよね。「そうしてくださいね。水をしてくださいよ。」という要望しています。

ということはね、それも県は2番のほうに生活環境保全上の支障の除去ということで、県は県の、県は支障のばっと出してますよね。支障の除去という。我々は、それも大事にしますが、こういうことしてください。こういうことをしてくれと要望しています。そういうのが挙がってこんことには、県の納得する環境保全上の支障を除去しましたって言われても、我々が望んでいるほかの問題も挙がってこないことには、そりゃ納得できない。そういう中の一つですけどね。

住民：それと、ドレーン管から下流へ漏れている場合、どうやって確認するの。

室長：ドレーン管は、集水をする管ですので。

住民：うん、そこから漏れるという。

室長：漏れるというか、それはね、

課長：逆に集めるんです。

室長：それはね、遮水した上に乗せる。

住民：集めるんやけども。

課長：パイプの中に穴あけていて、そこへ水を集めてきますから、漏れるじゃなくてわざと漏らしているんです。

室長：あちこちから入ってくると、来た水がそこを通りやすくする、水が通りやすくするということなんで。

住民：そうか、そうか。

管理監：ドレーン管とか一番低くしています。勾配つけて。

住民：管の中は、水が行くというわけじゃなくて。

室長：はい、水が入ってくると。

住民：入ってきて流れる。

室長：廃棄物が詰まってしまっていると流れづらいので、そこは空間があるところをつかってわざとそこに来ると水がさあっと流れるようにすると。穴がいっぱいあいているという状況だと。

確かにここにたまった水が自然に流れてしまって、最終的に雨が降ったらここからずっと流れてしまうようになればいいかなと思うんですけど、下流の高さとここの水のたまる高さとは、ちょっと逆になっているから、ポンプをずっと動かす必要があるかなと思うんですけど。

住民：ちょっとわからへんけど、地下水がたまっただけでなぜ悪いの。そこの浸透水、たまっただけで悪いの。要は、そこからたまったことによって有害物が溶けて、濃度が高まってくるといふ、これが怖いからポンプアップするんじゃないんですか。

課長：いや、その水がたまることによって。

住民：何ぼ水がたまっても基準以下であれば、別にたまっただけで問題ないんじゃないの。

課長：問題は、嫌気性があるってことなんです。

要するに、一番今まで我々が懸念しているところは、空気がない状態になって、あの中が有害ガスが出たような状況になりますので、それをできるだけ空気が入るような形。

住民：ですからそれは有機物が多かったり、他の問題が多いからそういうことになるわけです。普通の土であれば、何ぼ地下に水がたまっとうが有害物は発生しないから、別に何の問題もない。当然それは、普通の処分場じゃなくても普通に使えますよね。

けど、有害物があるからこそ、そういうことをせんならんわけですよ。だから不十分なんです。どこまで行ったって不十分なんです。ポンプで上げていかんならんという自体が不十分なんです。

住民：そこにそういうのがある。嫌気性にしたくないというんだったら、その原因物を除去してくださいっていうことをずっとお願いして、県もできるだけ探して、できるだけ出しますと、なかったら別にどうってことはないわけです。

課長：その嫌気性なるかならんかっていうのは、要するに有害物じゃなしに腐るものですよ、例えば。

住民：だからそれを全面掘削して全部どけたら、その嫌気性は心配せんでええってことや。

課長：いや、それはそういうものをついていうのは、どこにでもあるわけですので、別にそれは。

住民：いや、どこでもあるって、どこでもあるってあかんやん。処分場にそんなんあったらあかんやろ。どこにでもあるって、むちゃくちゃやんか、そんな。

課長：いや、それはそうじゃなくって、私の申し上げているのは有機物の話ですけど。

住民：極端過ぎるわ。

課長：極端ですけどね。例えば、田んぼの中をちょっと掘り返すと、中に黒い状態のものがあるじゃないですか。あれと同じ状態だと思っていただければいいと思うんです。

住民：嫌気性状態にしたくはないと、ガスが発生するから。ということは、なぜそんな嫌気性にしたくないのに上を覆土で固めてガスを出さないようにするんやということ、いつも言われていますよね。覆土するということは嫌気性にするということでしょう。

課長：いえいえ、それは乾いていますから空気のやりとりはあるんです。

住民：うん。空気のやりとりいうたらガスが出入りするということですね。

課長：そうですね。

住民：ということは、中の発生したガスは出ていっているわけでしょう。

課長：ええ。

住民：硫化水素にしても。

課長：ええ。ですから例えばね、それを真砂で埋めるならば、硫化水素は真砂と反応しますから、それは外へ出ていかない。表面ですよ。

住民：メタンは。

課長：メタンは出てきます。

住民：メタンは、ここの何十万 ppm という単位でありますね。県はこれを支障として挙げていませんよ、メタンは。これメタンも怖いん違いますか。

課長：ですからメタンについては、御存じのとおり水田でも出てくるわけです。あれは結局。

住民：いえいえ処分場の話をしてください。

課長：いえいえ、ですからね、それは結局ああいうふうな水田でも同じく水で張ってやると嫌気性の状態になるから、ああいうメタンが出るわけです。池でもそうですよね。ちよっとぶくぶく出ているのはメタンです。

住民：わかっています、わかっています。

課長：結局あれは、そういうふうな酸素が入らない状態になって、ああいうため池でもメタンが出てくる状況が出てくるわけですので、それはいわゆる有害物質とはまた別の話だと理解していただきたい。

住民：そこにあるやつをメタンの原因物なるものを出してくださいということを要望しているんです、ずっと。

それで、以前は県は、原位置浄化ということでそういう状況になるから、酸素を入れたり空気を抜いてガス処理をしたりということを積極的にやっていますと以前は言うてたんやけど、ころっと話が変わってしまっていますよね、現在は。

それと、キャッピングして中をカラカラにするって、ふさいだらもちろん雨水は入り

にくくなる。カラカラにはならないと思うんです。というのは、ボーリングを何本かしますよね。ボーリングしていくと、柱状図見ると水位が幾つも出てくるわけ。要するに処分場の中で宙水という水がたまっているわけです。決してあそこはカラカラにならないんですよ。

室長：カラカラにするって言っていません。カラカラって、キャッピングが、大雨とかそういうのをコントロールするという意味があるんです。何十%、何%通すかという話になってきますので、どっと一時雨が降ったら全部しみ込むかいうたら、それは表面水として流して処理します。

住民：それは今までも。

室長：だから、カラカラからにするっていうことを思っているわけじゃないです。

住民：ガス対策としては、いつもキャッピングする、キャッピングする。って、ずっと説明しているんですよ。

室長：ずっと水につかっている部分の水位を下げるということです。どばっとつかっている部分を。

住民：ええ、その部分を我々は、私は良土にしてくださいっていうことです。

室長：それをカラカラっていう。

住民：いつも言うのはね、雨水が入らないようにキャッピングするっていうんやけど、さっきの話を聞いていると、空気は入るけど水は入らないというのは、何か夢の素材みたいな話に聞こえるんやけど。

室長：だからね、何%水通すかっていうか、そういうあたりを考えもってやっていくんですけど、全然通らんようにかぶせてしもて全く中へ入らんようにするという事ではないです。

住民：そやけど、水が入りにくいいうても地下水は上流からどんどん流れてきますよね、K s 3の地下水には、大雨降ったら。

室長：K s 3は、入らないように。

住民：上流側は何もしないわけでしょう。

室長：上流は、工業技術センターのこの斜面に K s 3はここで（表面に）出ているよう

なので、後背地というかこの中へ入ってくる雨を入れる面積がほぼここで終わっているようなので、ここからどんどん K s 3 に入ってくるっていうことはない。

ただ、横の方から入ってくることがあるので、ここはとめる。この後ろの方は、こちら辺の雨が若干入るかもわかりませんが、この後ろのほうがずっと K s 3 の供給地じゃないと。この斜面に出ているようです。

住民：NO. 8 の井戸なんて、100 ミリほど降ったら1メートル五、六十ぼんと上がりますけど、しばらくしたら三日から十日くらいの間にもう一回ピークが来ますよね。そしたら上流から流れてきたんやという説明が専門家の人に\*\*\*\*。

室長：それは降った雨は横に流れずに、大概浸透していますので。

住民：それを心配しているんです。

室長：それをコントロールすると。

だから、傾斜つけて、流して動かすということですので。

住民：永久的にポンプはくみ上げて、はい恒久対策をやるって言われても、ちょっと納得できないです。

住民：ちょっと教えてください。

浸透水ドレーン管の話が出ましたので、浸透水ドレーン管から水を集めてポンプアップして水処理施設という流れなんですけど、これは何年くらい続くんですか。

というのは何を言おうとしているかということ、これ浸透ドレーン管というのは、メンテナンスフリーでほっといていいんですか。多分、目詰まりすると思います。私の経験上でね。

室長：これは当然、メンテナンス、また掘って埋めかえるということは考えてないです。

ただ、それがメンテナンスフリーで行けるような口径なりあるいはその周りに巻く碎石を、栗石巻いたりしながら。一応、今のところ直径1メートルくらいのドレーン管に、またその周りを石で巻くというようなことを考えています。

住民：それはいいんだけど、栗石も含めて目詰まりしますよ。

それは、するって断定はようしませんけど、多分じゃない。

課長：多分バクテリアが入ってくるとは思いますけども、ただ、御存じのとおり恐らくクリーンセンター皆さん見学にいらしたと思うんですけど、あそこで張ってあるやつ、ああいうパターンを思い出していただければいい話であって、こんな大きな石の素材ですの

住民：結局、そういう心配しなくても、水が流れてこなかった、多分詰まっているんだろうというのは想定できるからね、そんな我々がそういう心配はしなくていいと思いますけど。

室長：ここが詰まったら、後、水が全然流れてこないというもんじゃないです。これで促進するために設置するので、口径も含めてメンテナンスフリーで行けるようなでかいやつを入れると、これからの設計なんですけど、そういうような御心配いただくようなことにならんような構造に考えていかなあかんということやと思います。

住民：考えておられるのはわかりました。

住民：1つちょっと聞きたいんですけど。この間の6日の環境審議会廃棄物部会に行ったんですけど、この部会の目的って何ですか。

室長：御存じのように、この特措法の実施計画を策定するについては、環境審議会の意見と栗東市の意見を聞いて環境大臣の同意を得なければこの計画にならんのですけど、この環境審議会にいずれ秋くらいには意見を聞きたいなど、こういう時期が来るかなと思っとるんですけど、このとき初めて委員さんに説明しても、説明して直ぐ意見をくれというようなことはなかなかできないので。今委員が代わられたんです、今までの委員ですと一次対策の意見を出したというところは知っててくれはるかと思うんですけど、初めての委員もいらっしゃるんです、今集まっていたときに概要なりを説明させていただいて、今の状況を把握いただいたと。

また、意見を聞くときにはまた集まっていたら意見を聞く。そのときのための予備知識といいますか、その辺を知っていただくために開かせてもらったんです。

住民：それやとね、浸透水の水面上の3倍以内の廃棄物はそのままにしておきますとか有害物をそのままにしておくとか、鉛の廃棄物の件とかそういうことは一切言うてないやけどね。そういうことまで踏まえて全部言うといってもらわんと、審議会としては真っ当な意見が出えへん違うの。

室長：基本的には、今のRD問題というのは一体何なのかというところで、経過なりを踏まえてこの問題を知っていただくということと、今の状況はこんな案を提案していますよということを言わせてもらったのであって、また意見を聞くときには実施計画の案みたいなものを出して、そこで意見を聞くことになるんですが、今全てを。

住民：その前に、県の方から言うということやね。

室長：これはね、県から言うというか、意見を聞くときには実施計画の出すものについて意見を聞きますので。

住民：その中には入らへんわけ。有害物をそのままにしておくとかいうのは。

室長：これは、有害物をどうやって出すかあたりは入ってくると。

それも、意見を聞くときには今、短期間のあの時間にすべて説明したとは思ってないですけど。

住民：だから水位から上のほう、3倍以内はその場合、除去しないととなつとるわね。そういうことは一切、それは出さへんわけ。

室長：出さへんて、今全部、これは、あれどんだけでしたかね。1時間ちょっとで、うちの配分時間は45分くらいやったと思うんですけど、その間にここのRD問題とは一体どんなもんやということを委員さんが代わられたので、知っていただくというのが趣旨と。

住民：次のときはそういうことも全部言うわけ。

室長：今度は意見をいただくについては、1回ではなかなかいかないのかなと、2回くらいはさせていただく必要があるのかなと思っていますけど、実施計画の中身をこってりと説明させていただくということになると思います。

住民：一次対策の意見書というのは、ちょっと見てみたいんやけど、それは公開しますか。

室長：公開させてもらいます。

見ていただけます。また、お配りもさせていただきます。

住民：それから一部気になったのは、二次対策の入るについては、必要なことを言うと、栗東市の同意が必要。環境大臣の同意が必要。この2つだけ。住民の同意はどこ行ったんかいな。

室長：これは、法律で今言いました環境審議会の意見で、関係市町の意見を踏まえてつけて、環境大臣の同意を得て計画ができると、こういうふうには法律がなっております。私らは一生懸命皆さんと共通認識を持とうということで、何遍も何遍もこうやって御足労いただいて話し合いをさせていただいているということです。

住民：あの場で、住民の同意なんていう言葉は一言も出さへんやけどね。

ここは、法律でこうとかいうて書いてないよ二次対策は。

室長：法律で、今の。

住民：これ見たらやで、住民の同意は要らないというようにとれるよ、これ。



室長：いやいや、この環境審議会になぜ今委員の方々に説明しているかという、環境審議会の意見が必要やと、法的な要件やということで説明させてもらったんです。

住民：その中に住民の同意も必要って、何で入れたらあかんの。

室長：いやいや法律でそうなったるさかいに、また意見を聞かせていただきますということをおっしゃっていただきました。

住民：それやったらあの場で、法律ではこうなっていますよということは一言も言っていないわな。

室長：特措法の実施計画は、特措法の何条か忘れちゃったけど、そこにそういうふうきちっと書いてあることに、何で環境審議会に委員さん方に今これを説明するかという、法律上そうなっているので、また意見を聞かせていただきますということの趣旨を説明させてもらったんです。

住民：これら聞いていると、何か都合の悪いことは全部言うてないなと言う気がしてしょうがない。

室長：いやいや、そんなことは。だから、今これを住民さんに提示させていただいて、話し合いをやらせてもらっていますということをおっしゃっていただきました。

住民：そうしたら県としては、住民の同意は要しているわけやな。

室長：皆さんに納得の上で進めたいということで一生懸命説明させてもらっています。

住民：いや、納得。そういう意味と違って、今まで同意を得ることになっているやろ、住民の。知事がそう言っていたよ。

室長：だから、一生懸命こうやってやらせてもらっているということ。

そんな住民さんにはもうええんやって、そんなことを思っている態度じゃないですやろ。一生懸命やらせてもらっていますので。

だけど、法律上はそうなっているということで。環境審議会も皆様に説明させていただく理由はこういうことですよということをおっしゃっていただきました。

管理監：そう言いましたよ、ちゃんと。産廃特措法でもって実施計画書を出さんなんに当たっては、環境審議会と自治体の意見を聞かんなんのよという意味で、そういう制度になっているよという説明をさせていただきました。

住民：いえ、一緒になってへんやん言うことがここでは。これはこれで別個で言うてるんやから。これが最後の説明やわな。二次対策について。

室長：私が説明しましたので、そういうつもりで言うたつもりでしていますけど。

なぜ、ここで委員の皆様方に説明するかというと、またこの二次対策の環境審議会の意見をいただかないということで、前もって今の段階で概要を説明させていただくというふうに言わせてもらったつもりしています。

住民：違うなあ。

室長：私はそういうつもりで言いましたけど。

住民：ここは処分場に来られるんですね。

室長：だから、現地も見ていただく必要はあるかなと思っていますので、それいつになるのか、また、もう現地見んでもええわという話になるのか、ちょっとわかりません。

住民：そのときは、住民とのヒアリングというか話し合いというのは、もう設けてもらえんわけですか。我々のこういう話を聞いてもらえるかどうか。

室長：それは、ちょっとあれやけど。

住民：ちょっと県から一方的に話しするということは、この前聞いていてちょっと疑問に感じたところもあったんで、ぜひお願いします。

住民：二次対策で質問があるんですけど、いいですか。

さっき藤本さんが、掘削の際の遮水のことに関して、矢板を使うとおっしゃっていたんですが、それは初耳なんですけど、ここでは書いてないですよ。そのことについては。

管理監：要は、こういう基本的な対策でというのを今お示ししていると、当然その中には、いわゆるこの前もありましたように環境対策とかいわゆる廃棄物の関係のにおいをどうするとか、車の出入りはどうするとか、あるいは工事中にこの前もありましたように、しっかりモニタリングせんと余計かき乱して悪くなったんじゃないとか、いうその工事を実施するに当たっての留意点なり工夫する部分というのは、基本的にはこの枠組みを一旦、ぼんやり丸をしていただいたら、その場合にはという次の段階のステップかなということで、「これありき」みたいなんで、いっぱいこのときはこうしますとかいうようなところまで、先ほど矢板とかいうのも含めて、そういう形等を含めて、掘ったときに地下水へ悪影響を及ぼさないような、いわゆるその掘る部分を隔離するなりというような方法として、一つは矢板という部分がありましたと。

住民：いや、お聞きしたいのは、一応、そちらから出されたこの対策工法案は、この資料の1とそれから参考資料の1枚だけですよね。それ以降にも話が追加で検討されているんだったら、その資料もいただきたいんですけども、そういうわけではないの。今思いつきで藤本さんは、矢板で\*\*\*\*考えてますって言うだけなの。

管理監：資料とかでなしに、こういう工事をする場合にはこういう懸念がありますねという中で、内部で、そういう矢板とかで囲むことによって外から水が入ってこないように。

住民：いや、前から言っているように、私たちは、県が提案されてるこの対策工法案のリスクはすべて開示してくださいって言うてるじゃないですか。何度もそう言っているわけですよね。

管理監：はい。

住民：だからそういうふうに、今こういうような、いろいろあるんだたらということを考えているんだたら、そのリスクは全部言ってもらわないと困るんだわ。

だから、この対策工法をとるに当たって、考慮しなければいけない問題点は何なのかと、いろいろ考えてらっしゃるんだたら、それを全部列挙してもらって、これに対するというような対策工法で対応できるんじゃないかと考えているというようなことを開示してもらわないと、それこそ共有した理解にならないじゃない。そちらは勝手に色々と考えているかもしれないけれども、こちらはわかんないんだから。

室長：まだ開示をできるようなレベルの話じゃなくて、やっぱり水対策をどうしていこうかなと、あそこ今の一次対策と違って非常に、工事に伴う汚染の拡散みたいなものの対策をとっていく必要は当然あると思いますので、その辺どうやっていくのか、順番をどこからどうしていくのかなっていう話を、今後詰めていく必要はあるんですけど、まだ具体的に皆さんにお示しするようなものになっているものじゃないです。

住民：今日でもう3回目くらいなんで、案が出てきて議論していてもね、細かい話から大きな話までいろいろ出てきてまとまりがつかないので、一回整理してもらいたいですよ、今まで出ているのを。私は、最初から言っているように、この工法をとったときのリスクはすべて開示してくれと。それで我々は納得できるかどうかということを考えていたんです。

ただ、今●●さんが言ったように、ドレーン管が詰まるんじゃないとか、いつまでたってもポンプで汲み揚げるということは、むしろその分の費用がかかるんじゃないとか、いろいろなこの工法をとったときの懸念材料というのは、その都度その都度出るんですけども、トータルとしてよくわからんのですよ。

だから、いろいろな意見が出ていて、今回の場合はこういう形で協定の案みたいなものがぼんと出てきたんだけど、我々が言っていることはこれだけじゃないと思うんだわ。ちょっと発言の記録を整理してもらって、住民側が不安に思っている点はこういうこと

ですねと、それに対してはこういうような対応を考えていますっていうようなものを一回まとめて整理してもらったほうがいいかなと思いますね。

住民：我々の思っている生活環境上の支障が、県の方でそれが取り入れられていないという思いがあるわけですね。そういうこともあるので、ぜひそれをきちっと整理させていただいて、県はそれに対しては今回ちゃんと取り入れていますよと、これは取り入れていませんよと、整理してほしいんです。何度も同じことばかりまたやんなあかんのですね。まとまらないと思います。これまでその話はずっとやってきていますので、記録も残っているので、きちっとまとめてほしい。今日、この二、三回の話し合いに中だけしか話が出てないからこれだけです、それ以前に出ているけど今回は出てないからやめますよ、じゃなくて、今までずっとみんな言い続けてきていますので、まとめてほしいと思います。新しい審議員さんが来たんで説明しました。我々だって住民の方だって新しい役員さんおられますんでね、きちっと説明してほしい、整理して。

住民：平成22年に、この新しい県の対応というのが正月に決まって、それからずっと打ち合わせを繰り返させていただきましたね。有害物をどう判定するのかとか、そのときにいろいろな意見が出たことについて、必ず県の方で、この意見に対してこうだと、県の見解も入れて対比した資料をまとめて出していただいたと思うんです、整理をさせていただいて。そういうことを言われているんじゃないかと。議論が堂々めぐりになる場合がありますからね。それはお願いしておきたいと思いますけれども。

今日は、その二次対策の完了後の話で大分冒頭から議論されたわけですけど、二次対策の問題自身がまだ残っていると思うんです。ただ、これは協定書の取り交わしの時期がある程度早くということで、こういう議題をもち出されているんじゃないかと思えますけれども、その前に、二次対策の問題が、本当にもうなくなったのかどうかということです。

前回、何人かの住民の方から、掘削量とかあるいはいわゆる地域外に持ち出し処理する量、これが少な過ぎるんじゃないのかと、いわゆる埋め立て廃棄物土総量に対して掘削量ならびに除去量、これが少な過ぎるんじゃないのかと。これが少な過ぎる場合は、結局後々、対策工事完了後も、いつまでたってもきれいにならないというような、ずっと後、尾を引いてかえって大きな予算も要ることになりはしないかと、こういう前例が各地でありますね。いつこのモニタリングだとか揚水処理をやめたらいいかと判断がつかないと、ずるずるいつまでもやっている。そういうケースもあって、やはり少しでも有害物をとればとるほど、そういうのがはっきりと短縮されてくるという事実があるわけですから、そういうことを懸念してあちらのほうの方から、前回2人か3人の住民の方から除去量がこれでは少な過ぎるんじゃないかという御意見が出ておったと思います。

その前の時に、私の方から、おおよそ二次調査が済んで除去すべき有害物の量というのはおおよその見当が付き始めた。その内容に対して、県の方はそれで十分かどうかと、どういうふうに評価をされているかということをお聞きしましたが、どうも明解な私納得できる回答が得られていない。今申し上げました、これでは少な過ぎるんじゃない

いかという何名かの方の御意見についても、前回納得できる回答も得られていない。こういう状況で、二次対策完了後の話を一生懸命今日されている。ちょっと何かね、そういう両方並行してやったらいいかもしれませんけれども、そういうことをきちっとやぱり押さえていかないと、話が前に進まないと思うんです。そういうことをぜひ議論していただきたいと思います。

それともう一つ、一次対策、環境大臣の同意が得られたという御報告を受けておりますが、それによって近々、一次対策が実施されようかというふうに思います。前回いただきました掘削量およびその内訳についての資料で、一次対策の内容についての数値も挙げられておりますね。それで、これももうかなり近々に実施されるということですから、具体的な内容を、抽象的にはお考えになっている考え方の道筋というのはわかっているんです。

しかし具体的にこれをやるとなった場合に、ではどうやってこれをやるんだろうかというところで、まだ私自身よくわからないところが多々ございますので、それを教えていただければというふうに思うんですが。

一番やっぱり気になっていますが、例えば、一次対策で前回いただいた資料で、掘削量は1万立米であると。1万立方メートルであると。それで、有害物としては1,000立方メートルであると。液状廃棄物の入ったドラム缶1斗缶と、液状廃棄物が浸潤した土砂分が全体の9%くらいの約900立米であると。これはあくまで想定でございます。ここにも今後の調査等により大きく変動する可能性があるというふうに書かれておりますけれども、一応こういうように書かれていますが、これはやはり分別していかなきゃいかんわけですね、掘削物の中から。どういうやり方で、その分別をされるのか。分別機を持ってこられるということなんですけれども、有害物が浸潤した土砂とただ単に有害物でない雨水等の浸潤した土と、あるいはそのほかのものでもそのときに有害物でないものと浸潤したものと、どういうように見分けるのかということなんです。

いわゆる特管物の出たところ、これは全量撤去だと。これはわかるんですが、それ以外のドラム缶が出ているところは分別すると。また、当然その手法が、これからやられる二次対策にも恐らく踏襲されるだろうというふうに思うんですね。どういうふうにこれを分別を、住民が、我々がこうしてやっていただければ有害物は確実に分別して除去される。これだったら安心だと。そういうやり方なのかどうかという内容をちょっと教えていただきたいと思います。

絵にかいた餅ですか。絵にかいて工法は分けるんやと、においでもかいで分けるんですか。

住民：そういうことです。

参事：VOCsの高いところはわかっているのでどけます。VOCsの高いところはどけますし、あとドラム缶も物としてわかります。この液状廃棄物というやつは、ドラム缶からこぼれ出たものを想定してはいますけれども、それはこぼれて出たやつですので、見た目ですとかにおいですとかで判断できるということで考えております。

確かに、どこまでかというのは現場での判断になるかと思えますけれども、できるだけ安

全側でとるといようなことで考えていますけど。

住民：つまり、人間の五感で分別すると。

参事：全くその分析なしというのは、ちょっと客観的なあれがありませんので、ちょっと具体的にはまだどうのと申せませんが、分析してそういう客観的にお示しできるような試料をとって、分析もするような形でやりたいというふうには考えております。具体的にここでこうしてというのは、ちょっと今申し上げられませんが。

住民：分別機を持ち込んで分別するというのを、前回確かお聞きしておりますけども、それは、例えば木くずとか金属くずとかそういうものをどけるということですか。

参事：いや、それは、二次対策の方ではそういうことを。

住民：一次対策ではそれは使わない。

参事：一次対策では、少なくとも大がかりな分別は考えておりません。

住民：だけど、ドラム缶出ているところ。この1万立米を掘削して、900立米しか、つまり9%しか、これはあくまで想定量ですけども、9%しか想定してない。これどないして分別するんですか。

参事：これは分別というか。

住民：これ場外処分ですか。

参事：そうです。ドラム缶とドラム缶の周りのやつで・・・

住民：ドラム缶の周りってどの範囲、どういう。

参事：ですから、この液状廃棄物、ドラム缶側から漏れ出たと思われるような、見た目なりにおいという話になりますが、それをとるといのは非常に抽象的な表現ですけども。そしたらそのにおいのしてる、どこら辺やというような話は場合によっては分析して確認する必要があるかと思えますし。

住民：ただね、これは一次対策の場合は、有害物がある程度、限定されるかもしれませんが、二次対策になりましたらいろいろなものがあると思うんですね。だからこれやっぱりちゃんとマニュアルをつくらんといかんですね。こんな勘で・・・

参事：それはもちろんそうです。ルールを決めて、例えば何立米なりこういう範囲につい

ではこういう分析をしてみるとかいうようなルールを決めた上で進めていくことになるのかと思います。

住民：分別機を持ち込んでどうのこうのというお話があったんですが、これは何を分別するんですか。

参事：今の木くずとかプラスチックとか金属とかですね。あと埋め戻せるものと埋め戻せないものと。

住民：それはどういう原理で、何か形態的に選別できるような。

参事：大きさとか比重ですね、風で飛ばしたりとか磁石でくっつけるとか、そういうようなやり方です。

住民：有害物か有害物じゃないかというのを分別する機械はないわけですね。あくまで五感でやる。

参事：それはちょっとなかなかできないので、やっぱり五感なり、当然、分析も必要になるかと思います。

住民：五感というのはさ、僕ら今まで何回か掘削のとき立ち会ったときでも、僕らから見たらものすごく異常なおいでも、昔の県の職員の人なんか、これ普通の廃棄物のおいですよ。と。何度言われたかわかりません。あれどうやって判断するんでしょう。僕らは異常やと思っているんです。そんな簡単じゃないですよ。

参事：そういうあまり客観性のないやつだけでは、私らも他に説明もできませんので、その辺はやっぱり客観的に評価できるような形でやりたい。分析はどの程度やるかというのは、これからですけども、分析等もあわせてやっていきたいと考えています。

住民：プラスチックとか木くずに有害物がつくってというのはあまりないんですよ。どちらかという土壌にね、混ざっているというのが一番多いわけです。その一番確率の高い、有害物についている確率の高いものの分別方法なんです。こここのところをもうしっかりしないといけない。はっきり言ってそういう土壌は全部どけてほしいくらいです。

住民：やっぱり疑わしいものは黒と判断するという基本的なそういう気持ちをきちっと徹底して持っていただきたいと。グレーは黒、黒に見えろと。これは鉄則でしょう、こういうのは。

室長：今言いましたような分別をした後で、有害か有害でないかは、また分析をするんですけど、その辺のルールについては、またお話をさせていただきたいなと思います。今ち

よっと御提示させていただくようなものになってないので。

住民：それともう一つお聞きしたいんですけど、現在まで、あの処分場跡に埋められている廃棄物土は約72万とか70万余りというふうに聞いておりました。

今回、一次、二次でボーリング100本くらいしていただいて、底の状況もよくわかってきたと。それで埋め立て総量を見直されましたですか。

室長：実のところ、今の調査で結構ここが高いということがわかってきたので、前のデータを見直してここが高いことだけ反映すると、マイナスになってちょっと減るのかなというところなんです。けども、縁の方の廃棄物がどういうふうになっているのかわからん状態で、72万が71万になったとか、それはうちの方もそういう話は不確定要素がたくさんありますので、あまりそんなことを言う必要もないのかなと思っておられますので、きちっとここが、72万と言っていたけど71万5,000でしたとか70万でしたとかいう話は、最後まで言えへんのかなと。ここが斜めになってというぐらいの。

住民：そんなね、わずかの71万5,000とか72万のそんなことじゃなくて、80万あったとかね。

室長：そんなことはないですね。どっちかというと、マイナスの方向なのかなと。

住民：いわゆるごみの底の形態が、かなりつぶさになったと。そういうお話を前回聞いた。

室長：そうですね。

住民：それであれば、廃棄物の総量も、当然同じようなことで推定できるんじゃないかと。それで当然見直すということですね。変わらなきゃいいんですけども。

室長：そうむちゃに変わるものではないですけど、どっちかと言うと、ここが思っていたよりも地山が高いのでマイナスになってくるんですけど、今それを、マイナスやと言う必要もないのかなと思っていますので、変えずにいこうかと。今は変えるような、ここが高いけどもここはもっと斜めとか真っすぐとか、その辺はまだまだ未確定なところがありますので。そういう範疇のことです。

住民：わかりました。目下のところは72万ということ、公式量と。公式な数字と。それでいいわけですね。

室長：そこを変えるというようなことをする必要もないのかなと思っています。

住民：わかりました。



住民：調査の方法で、地山の下1メートルから50センチの間を調査する考えはありますか、ありませんか。と言いますのは、有害物が見ついたら、縦横色々な方向に拡散しますので、地山が見ついたら、多分底に染み入っていると思うんですけども、そこまで調査する考えはありますか。

課長：そこはやっぱりリスクの問題なんですよ。先ほどから申し上げている、下へ落ちてしまう可能性が。

住民：リスクの問題やけども、可能性はあるわけでしょう。

課長：うん、だから、それはね。

住民：だからそれを、何らかの方法で調査。

課長：今、掘削する20万立米とかあるじゃないですか、要するにこちら側ですね。こちら側の底については、底まで到達した時点で、それをちょっと削ってみて、やってみないといかんかどうかはちょっと検討してみたいと思います。

住民：できるだけ。

課長：ボーリングで適当にこうやっちゃうと、ずぼっとやってしまうともうおしまいなんです、そこはちょっと勘弁していただきたい。

住民：ただ可能性はありますので。

課長：うん。そこだけはね、ちょっとそこは検討の対象として、こちら側で。

住民：先ほども少し話しましたが、心配しているのが、要するに下流域の地下汚染。これは、どういうふうに対処するようにしているのかしてないのか。●●の方は、県の方には水質汚染の除去対策をしてほしいとか、水質の、更に下流域への拡散防止の工事の対策をしてほしいということをお願いはしている、要望・要求しているんですけど、これについてちょっと触れてほしいんです。このままずっと、今までもずっと汚染されてきているし、さらに下流域、これからも年数相当、ほうっていたら下流域までどんどん流れていっているし。下流域の地下汚染。

課長：今のところ考えていますのは、市のNO. 3とかNO. 7とか、要するに経堂ヶ池の下の部分ですよ、汚染が出ているのは。

住民：県の井戸。

課長：そうですね。物としては、シスについてはもう環境基準を下回る状況になっていて、今うちが考えていますのは1, 4 ジオキサンと塩ビモノマー、このあたりのVOCsだと思っています。

その検出レベルは御存じのとおりでありまして、基準値ちょっと超えているくらいのところですので、ここで積極的に何か引っ張るということになりますと、逆にその汚染を引っ張ってくる可能性がありますので、今の時点では、そこでモニタリングをすると、それは先ほどから、どこまで下がってくるかということを見ていくということやと思います。

その下については、今のところ我々、そこまで広がっているとは認識してないんですけども、下側のモニタリング井戸が導入が必要なのかについてはまた検討する必要があるかと思います。

住民：引き込むという、あれ自噴していますよね。

課長：ええ、ですから、自噴していますけれども、あそこ蛇口開ければぱっと噴いて来るわけで、今は治まっているわけですね。我々、これから流速を正確に測らないといかんとするんですけども、年間、例えば100メートルまでの話だと思っています、いくとしても。数十メートルの話ですので、そこは逆に。

住民：市の調査では500メートルって言っていましたよ。

課長：ですからそれは、もう一度、今回うちが外側にモニタリング井戸を掘って、正確にもう少し精度を上げて速度を測りたいと思っていますが、専門家の先生方に聞いてみますと、数十メートルから100メートルくらいの話だというふうに聞いているんです。

住民：帯水層によりますよね。

課長：ええ、なると思います。Ks2層においても、水を通しやすい同じKs2層でも、通しやすいものと通しにくいものがあると思います。これはサンドイッチ状に重なっていると思うんですが、そこがどうなんかということも含めて、これはそのモニタリングをしていく格好だと思っています。

だから、強制的に引っ張るというのは、ちょっとまずいかなというふうに思います。

住民：それを言い出したら、何でも何でもそう。要するに何もしないということですか。

課長：ええ、ですからね、そうです。その下についてはモニタリングをします。

住民：モニタリングはモニタリングでやる必要ありますね。400メートル、500メートル下流まで地下で流れてきて、それで基準を超えているということは相当なもんが、高い量で流れてきている、濃い量で流れているのか。逆に、基準ちょっと超えたくらい

だという言い方するけど、それだけ薄まってそれがキープされているというのは、相当なもんやと思うんです。

課長：ですから、先ほども申し上げたように、薄まっているかどうかなんですけど、Ks 2層の中でも通りやすいところと通りにくいところがありますが、今、水採っているのはその全層を採っちゃっているんですね。それが混ざった状態の水を採って。

住民：15メートルから30メートルのところで採っていますよね。

課長：水が混ざった状態で採っていますので、通りやすいところを流れてきている可能性があるんで、そこはもう少し調べてみないとわからんと思います。

住民：電気伝導度とかCODを見たら8倍から10倍ほど高いですからね。

課長：だから、今は厚さ何メートルかのKs 2層の全部混ざった状態とっちゃっているんで、その、どこまでなのかって話は考えないといけないと思うし、例えば先ほどの水の量でいきますならば、積極的にとりに行くとしても、かなりの量になってくるわけですよ。そんだけの厚さがあるわけですから。厚さも幅もあるわけですから。

住民：それが大事なことやと思うんですよ。

課長：ええ、ですから。

住民：それを、お願いしている、する必要あるじゃないかっていうことを言っているんですけど。

課長：ですから、それはね、先ほど300トンレベルのオーダーって全然ないんですよ、とろうとすれば。ですから、そのレベルの濃度のものを、逆に先ほど申しましたように、環境基準を少し超えているレベルのものをですね。

住民：それが大事なんです。

課長：ええ、ですからそれは、モニタリングをしながら、先ほど申しましたようにシスについては、基準値を下回ってきたというような状況にあるわけですので、そういうところを見ていくのが必要だと思っています。

住民：ただね、見ていくだけでは困るっていうことを言っているんです。

住民：ただね、シスとかテトラとか、環境基準を見ると、それは最終的には塩ビモノマーになるんやけども、塩ビモノマーのほうが値は小さいですよ。小さいということは、

毒性が強くなっているということですね。

課長：基準値が小さいとそういうことですね。

住民：だからそういうことも考えてもらわんと、困るんですよ。

だから、ごく微量の量でも、塩ビモノマーのほうが環境には悪影響を及ぼすということだから、そのところをよく考えてもらわんと。

課長：それはわかっています。基準値の厳しいということは、それは毒性が強いつて、そのとおりです。

ただ、そのいわゆる水の流れる速さとそれからテトラがトリになり、トリがジになり塩ビモノマーになってくというのは、これは微生物が関与して分解してきますので、極めて時間的には遅いんです。速度的には遅いもんですから。

住民：遅いけども、今の処分場に関しては、相当昔のね。

課長：そのとおりです。

住民：そうですね。

課長：だから。

住民：年月が経っているわけですよ。だからほとんど、ほとんどと言ったら語弊があるけども、そっちにも変わっていつているわけですよ。

課長：そうです。

住民：そうですね。

課長：ですからね、それを今、地下水に落ちて、そこで分解しながら、塩ビモノマーになってきているんじゃないしに、処分場の中でそういうものがあるんだというふうに考えていますから、それを下の方で、ポンプでバーバーと引っ張り上げたら引っ張ってくるんじゃないですかと申し上げたんです。

住民：そこから引っ張ってくるから困る、大変だから、それは処分してもらいたいんやけど、処分場の中に原因物があるから、それを有害物をどけてくれっていうことを言うてるわけです。引っ張ってくるから困るんだということは、有害物が処分場の中にあるっていうことを言うてるわけでしょう。それをみんな心配しているわけですよ。

課長：ですから、浸透水と地下水は縁を切りますってことを申し上げたんです。

住民：そりゃ一部でしょう。

課長：いえいえ、それは、浸透水と地下水は縁を切ります。地下水の方について、そこについては濃度レベルがこういうものですから、くみに行くんじゃない様子を見ましようってことを申し上げたんです。

住民：今度、改修する部分の底、側面の掘削する部分は、そういう有害物があるわけですね。

課長：ですから今考えているのが、NO. 1の井戸とNO. 3—1の井戸、あっち側については、その可能性はあると思っています。

住民：いえ、今度、二次対策工をやらうとするところにはあるわけですね。それが落ち込んでいるわけでしょう。

課長：ですから、今、そこにどこにあるかっていうのは、私ども非常に濃いレベルであるとは思ってないです。ただ、NO. 1とNO. 3の井戸のところについては、そういったVOCsが出てきているような事実があるんで、その近辺になるんじゃないかなと思っています。レベルの低い濃度のものです。

住民：それをとったら地下水はおさまるといことでしょうか。

課長：ですから、そのの部分については、今の土砂をとりますし、浸透水もできるだけ減らしますので、浸透水の部分については問題点はなくせると。しかもその浸透水と地下水は縁を切るんですと、そういうことを申し上げていると。

住民：100%縁が切れないですよ。

住民：我々が心配しているのは、それはきちっとそこをやってもらえたらそういう理屈になると思うんですけど、何も手をつけてないところが心配だと言っている。

課長：ですから、その地下水の部分については、量的なものがけた違いに多くなってきますので、それをくみ上げるという話になりますと、全然話が違ってきます。

住民：いえいえ、違ってないです。

課長：いえいえ、何万トン。

住民：当初からずっと、下流域の汚染どうするんですか、対策必要じゃないですかっ

うことをずっと言い続けてきているんですよ。

課長：ですから、何万トンオーダーの話になってくるわけですよね。これは、ですから今のレベルから見れば、逆にそういうふうに引っ張ってくるよりも、様子を見てあげるというのが順当な話だというふうに思っております。

住民：今は放置するということですね。

課長：ですからモニタリングをするという話です。

住民：モニタリングをするが、ただ見るだけということでしょう。  
対策ではないですよね。

住民：何にもやらんと見ているということやん。

課長：ですから。

住民：私らは、対策の話です。

課長：ですからそれは、繰り返し申しますけれども、そういうふうな濃度レベルにおいて、何らかの形をするっていうのは、それは非常に難しいと思います。

住民：有害なものは有害なものですよ。

課長：いや、ですからそれをどういうふうに処理するわけですか。

住民：それをどうするんですかと私が聞いているんです。

課長：ですからそれは、今の状態で、先ほど申しましたように移動速度が非常に低いというような状況ですから。

住民：低いか高いか、まだわかってないんやないですか。500メートルというのは市が調べたんやから。あんたら、ほんまに調べてないことを言っているわけでしょう。

課長：500メートルについて、もう一度確認させていただきたいと思っています。

住民：確認できていることですよ。500メートルというのは、1日1.4メートル、はつきり市の調査のとき出たんですよ。

課長：それは市の調査結果でございますので。

住民：それを無視するんですか。

課長：もう一度、うちのほうで確認をさせていただきたいと。

住民：それは、確認した後の話でしょうが。今遅いとかなんとか言うなら、確認してから後の話。今は速いか遅いかわからん。

住民：県でも市でもモニタリングするでしょう。ページして、20リットルのポリタンクに何本かくみますよね。それ流しているわけじゃないです。みんな持ち帰って水処理しているわけ。そのくらい汚染したらいかんからってみんな一生懸命、県も市もやっているわけ、担当者は。そうでしょう。それは現実ですよ。ところが、地下のやつはほったらかして、それはちょっと。

課長：ですから、それは様子を見るって話したと思います。

住民：様子を見たら困る。何とか、もうずっといい続けてきているから、ここが大体、二次対策工の大事などこなんだからそれもちょうんと含めてやってほしいと言っている。

課長：たちまちですよ、そこの部分について、今先ほどから申し上げていますように、シスについては環境基準を超えたような、今下回ってくるような状態に変わってきているわけですよ。

住民：はっきりと下回っているといは言い切れんところありますよ。

課長：いえいえ、去年度から1年間様子見ていますけれども、それはもう環境基準下回ってきていますので、様子は変わってきているんですよ。確か、1, 4ジオキサンとか塩ビモノマーは、これは環境基準を上回っていますから、これは見ていかないかんとおもいますけれども。

住民：それは、出ているんですよ。

課長：ですから、シスについては。

住民：それがだんだん経年変化でだんだん薄まってきて下流域へ流れて出ていったのを待つということですよ。

課長：希釈を期待して。

住民：希釈しながら、もちろん希釈浄化というのも一つの方法ですけど、それどんどん下

流域へ押し流すと、そしたら地下水は相当量の地下水が、何万トンと流れているから、それで薄めて流していきやわからないからそれまで待てよということでしょう。

課長：ですから、それに新たな汚染物を加えることはしない。そこで、その様子を見て行くと。

住民：粘土層修復やかてね、100%できるとは限らんでしょう。別に全部掘り上げてみてるんやったら確かやけども、そうじゃないでしょう。今ボーリングして、ここらあたりが抜けているという箇所だけを直そうというわけでしょう。今言ったのは、言い方やったら100%になる。とてもそういうのは期待できないと僕は思っています。無理ですよ、そんなもん。目で見てやっているんじゃないから。

管理監：ですから、あれだけのボーリングをして、他のところの粘土層が、三、四メートルの厚さがあるわけですよ。

住民：だってさ、一番広いとこ何十メートル離れています。ボーリングとボーリングの間、一番広いとこ。広いとこやったらもう50メートルほど離れていますよ。その間に穴があったってわからへん。深堀り穴なんて20メートル、30メートルですよ、大きさ。その間、すっぽり抜けてボーリングしていることだってあり得るわけですよ。

管理監：そんな間の、1メートルか2メートルだけを深堀するというようなことは考えられへんです。そんなところだけ坪堀りするという。

住民：だから今言ったんやないですか。僕は、50メートルほど離れているところもあるでしょう。ボーリングとボーリングの間で、広いとこやったら。深堀りなんか20メートル、30メートルですよ。そんなオーダーですよ。すっぽりと、飛び抜けてしまうわけですよ、実際は。

だからね、そんな確実でないもんを言わない。

住民：この対策工についても、この2番目のこれについてちょっと。

先ほどからいろいろと聞いておりますと、非常に不安があるということでございます。二次対策工で掘り出しても持ち出すものが少ないというようなことがありますので、この2番目の工事対策後に不十分と判断された場合の対応というのがございますけれども、これ冒頭にも言われましたように、やっぱり期限をきちっと決めて、もっと早う決定をしていただきたいなど。そうでないと特措法が切れてしまいますので。工事期間が4年から6年、それからモニタリング3年していたらもう9年になってしまいます。ですから、もっとこの二次対策工で、工事車両とかそういったものをどんと入れて、工事を早いことすると。

それから、なんぼあれでも5年くらいで目途をつけて、このときにこういう判断できるようにやっておかないと、間に合わんと思うんですわ。先ほどから聞いていると、ど



うしても有害物が残ってきて、恐らくもう一遍やり直さんとあかんのと違うかなという懸念がありますんでね、その辺のところもうちょっと工事を進めていただいて、そういう方向でお願いしたいなというふうに思うんですけども。

管理監：1点、いわゆる今の基本的に西市道側から経堂池の方の沈砂池とか、こちらの方をL字型に全面でやるというような形で提案をさせてもらっているわけですけども、これの内容についても以前、前回、その前もお話しましたように、沈砂池のところは本当に破れているのかどうか、それとそれの北尾側のところの深いところ、これが破れているのかどうか、ここについてはボーリングは1個しかしてないので明確にわからないという部分もありますので、こういう形でとりあえずやる、この工事自体については、一定の御理解を得られるのであれば、まずこの、ほんまに開いているかどうかについて、あるいは粘土層が相当薄いのかどうか、これについては早急にボーリングをして確定をして、それによって片方しっかりしてあるんであったら要は要らないという話になるんで、工事期間も短くなるということも考えられますし。

それと、北尾側の鉛直遮水工についても、どこまで、際まで行っているのかしっかりと、いわゆる廃棄物の中を鉛直遮水工するわけにいかへんので、その場合ですとまた違う工法も考えないと、ということもありますので、北尾側の鉛直遮水工のところの状況、何本かボーリングとって、どういう鉛直遮水工をすればしっかりとこの部分がカバーできるのかどうか、この調査についてはまずちょっと取りかからせていただいて。

住民：反対。それは絶対反対です。そういうやり方をこれまでやってきたことを、ちゃんと反省してもらわなくちゃ。全部インクリメンタリズムじゃないですか。まずここやりましょうと、その後で考えましょうと。それをやってきたから10年かかっても解決できないんですよ。そういう発想捨ててもらいたいよ。

管理監：そういう意味で言ったんやなしに。

住民：そういう意味ですよ、全く今のは。

だから僕らはね、もっとトータルなランドデザインを欲しいって言っているんです。いつまでにこういう目標を実現するんだと、どの段階で考えるんだという。我々の言っている意味を全然理解してくれてないじゃないですか。そういうインクリメンタリズムを脱してほしいって言っているんですよ。

管理監：私の言っているのは、先ほど●●さんが言われたように、もう少し幅のあるんやなしにもう少しかたい数字を出してもらえないのかと言われたんで、その点の基礎的な部分について。

住民：かたい数字って、調査、調査、たくさん調査やってきたじゃないですか。僕らはね、早く対策してもらいたいわけ。だけど、この対策で完璧だとは思ってないわけですよ。だから、さっき●●さんが言ったように、早く取りかかってくれと、どの段階で、ちゃ

んとそれを総括して新たな対策でやるのか。それをはっきりさせてほしいって言うんじゃないですか。少しずつやれなんて言ったことないですよ。まずこれで、ここまではしっかりするんだという最終目標を明確にしてほしいわけ。いつまでに、どういうふうに、どこまでもってくるのかということも明確にしてくれって言うているわけですよ。まずここをやってくれなんてことじゃないんです。

深堀り穴のときもそうだったし、高アルカリ水もそうだったし、セットバックもそうだったじゃないですか。いつも小出しでしょう。まずそこをやって、その次はどうするんですか。その段階でまた考えますと。それでずるずるずる来たんじゃないですか。

そういう滋賀県政のやり方に対する反省を、ちゃんとしてもらわなくちゃ困りますよ。

室長：今の例えば鉛直遮水工だけするとか、そんなんじゃなくて、今のものをもうちょっと具体的に詰めていくためには、鉛直遮水工するところの、土なのかごみがどこまできているのかあたりを見たいし、今のこの深いところについては、粘土層がどのくらいになっているのか、その確認を並行してやりたいと。そういうものが、データがそろって初めてどれくらいの工期があってどうなんかというのが、これから詰めていく素材になりますので。

住民：それいつ頃わかるの。

室長：だから、早くボーリングで調査をすると。

住民：全然、シナリオが見えてこないんですよ。

室長：だから、全てが整ってから始めるということになってくると、なかなか期間が短いので、なかなかおっしゃっておられるのはわかるんですけども、うちも詰めてから出すものがあったりするので、そういうために調査が必要な部分もありますので、今のそこだけやるとかいう話じゃなくて、この今のこれは考え方を示させてもらっているものですので、これもうちちょっと具体的なものとしてお示しするためには、もうちょっとその要点の調査が必要やということなんで、そこを先、並行してしながら、もうちょっと具体的なものを提示させていただきたいなということなんです。ちょいちょいと、ここだけするとかいう話じゃなくて、全体の今のうちの考え方をどんとやるためには、果たしてこの鉛直遮水工をどこら辺に打ってどうするのかなと。あるいはこの一番下の方に深いところがあると言っているけど、本当に粘土層が薄いあるいは切れているのかどうかというあたりが、データがないと具体的な話を。

住民：言っていることがよくわからないんだけど、今二次対策工については、住民をこれを土台として、最終的に話し合いをしているんじゃないの。

そうじゃなくて、その前の二次対策工をつくるための調査が必要だという形で、話が後退してしまっているような気がするんだけど。

室長：いやいや、後退しているわけではないです。もしもこれ概要、有害物がどうやという。

住民：だから僕ら、概要の話をしているんですよ。大ざっぱにはこれでやるのはいいんだけど、これではいろいろ不安があるから、この工法のうまくいかなかったときのために、どの段階で見直すのかということをはっきりしてくれて言っているだけの単純な話ですよ。

室長：わかります、わかります。

住民：それから、この工法のどこに問題があるのかっていうことを、何度も同じこと言っているけども、それは整理してくれて言っているわけでしょう。僕ら、そんな細かい話は言ってないですよ。大ざっぱな話をしているじゃないですか。

室長：わかります。大ざっぱな話として、これが一応こういう方向としてはわかるなという、これもそれがないとわからんと言われたらあれなんですけど。

住民：そう。それがないとわからない。そりゃ納得できないよ。

室長：そうですか。

住民：だって、これ完璧じゃないってことはそちらも認めているわけでしょう。さっきも言ったように、いろいろもう少し調べてみないと、このやり方でいいのかもわからないし、詳細設計もできませんよというのはある程度認めているんでしょ。こちらも、これで本当に地下水汚染が止まるかどうかっていうのは、かなり不安だというのは、今のみんなの意見を聞いてもみんなあるじゃないですか。

でも特措法の期限がある。早く工事にかからなければいけない。それはみんな共有しているわけですよ。そしてもう考えること決まっているじゃないですか。どの段階で見直すかってことですよ。その見直すルールをどうつくるかという。

室長：それと今の調査とはちょっと関係ないのかもわかりませんね。おおよそこれでいいって言うて、こういうことかなと。

住民：だから、おおよそここでいいって言うためには、僕らには担保が欲しいわけ。

室長：そうですか。

住民：そうしないと、あなたたちはね、これで、とりあえず住民同意をとりましたっていうのも、自分の在籍中の手柄にしてさあ、それで別のところに行ってしまうと可能性があるから。

管理監：いえいえ、そんなつもりはないです。

住民：僕らは、ずっとここに住んでいるんだけどさあ。

室長：そんなことはないですけど。何とか短い期間で、効率的に進めていこうと思うと、この概要でこんでいいのかどうかという判断が、どっちが先かという話になりますけど。

住民：そんな難しい話じゃないよね。

あのね、みんなね、別に県のことでもこんなもんだめだって言って、ちゃぶ台返しをしているわけではないんですよ、基本的にはみんな。

室長：今、おっしゃっておられることが、うち今、どのくらい言えるのかというのは、具体的にこれやっというのを今書けるわけじゃないあたりをわかっていただくと。

住民：だから勇気を持って、自分たちで何がわからないかということをやんと言ってくれよ。これだったらうまくいかないかもしれないよっていうことを正直に言ってもらったほうが、我々としても共有できるわけですよ。

室長：うまくいかないかもわからんっていうことではないですね。

住民：ほんと100%大丈夫だって思っているの。

室長：今うちは、この案が非常に安心いただける案かなと思っていますよ。

住民：そりゃあさあ、わかるよ。今の条件の中ではね。何にも条件を取っ払ってしまったら、全体を掘るのが一番確実だっていうのは誰だってわかる。明らかことやんか。そりゃやっぱり、今回の案っていうのは、限界があるんですよ。その限界がないっていうふうに認めるんだったら、もう初めからちょっと出直してもらわないと、話にならない。

室長：限界がないっていう話ではないかもわかりませんが。今日、色々いただいたことについての答えをしっかりとかなあかんのはしてかなあかんと思います。

それと、一つちょっと次元が違うかもわからへんけど、この短い期間で、おおよそこれでいいかなと思っていただければ\*\*\*\*と言われるかもわかりませんが。

住民：いやだから、そのために僕らも同意したいんだから、よく準備をちゃんとしっかりして議論しないと、きょうのA4これ1枚じゃ、あまりにもちんけじゃない。

管理監：今の●●さんの言われたように、次回ちゃんと整理して持ってきますので、住民

さん側のこの意見についてはこう考えているという形で、テープをとっていますので、出た意見について、できるだけ整理して、次回に説明をさせてもらおうと。

その中で、おっしゃられたように、できないことはできないという形になろうかと思えます。そういう点もあることは、その点は先ほどから出ております有害物の除去についての部分については、どうしても出発点である産廃特措法という部分が我々に課されておりますので、その中で活用してやるという形で、我々仕事をしておりますので、その部分については要は数字でもってやなしに、環境基準を超えたものは出しますという部分については、22年の1月にそういうような形でもっての対応を書かせてもらっているのです、そこをしっかりと守りながらやっていくという形でやってきたわけですので、今おっしゃいましたいろいろな意見について、はっきりと住民の意見、それに対する県の考え方という形で、次回整理をさせてもらって説明をさせていただきたいというふうに思います。

住民：できるだけ有害物を持ち出す方向で、二次対策をもっていくと。するとこの見直しというのは、別に要らんわけですからね。そのどっちかなんですよ。二次対策で徹底的にそういったものをやるか、それとも、もっと早いこと見切りをつけてもう一度見直すかという、そのどちらかです。ですからその辺のところやっぱり県の方も、きちっと見据えてやってもらいたいなど。

管理監：ただ、環境基準超過物を撤去というのは一応対象にはなりますけども、それ以下でも、基準より以下でも危ないじゃないか、それもというような形は、ちょっとなかなか行政としてはできないという部分については、ちょっと御理解をいただきたいと。\* \* \* \* \*中で、我々一同、そういう意味では一生懸命やらせてもらっている。ただまあちょっと持っていき方がどんくさい点があって申しわけございませんけども、そういう形でちゃんと整理させてもらいますので。

住民：そんなんでも有害物止まるんやったらええけどな。

住民：環境基準を超えたものは、溶出でね、それは出す。それはもう了解しています。

ただ、環境基準を超えてないそういう有害物というのは、水に溶けて出てこないんですか。その部分を、今回調べたものを出したら、もう水に出てこないんですか。

管理監：いえ、環境基準を超えて溶けない部分は当然ありますわね。

住民：環境基準では、もちろん見つけたら出すと。これはもう決まり事ですよ。

管理監：環境基準以下に溶け出すものが当然あります。

住民：環境基準の値まで出てないけど、そういうのがたくさんあると思うんです。それは水に出てこないんですか。

管理監：いや、だから出てきますけども、その水の状況は環境基準以下ですよという意味ですね。

住民：いえいえ、環境基準を水、超えていますから、そういう溶質の基準以下のものが水に流れ出、水の基準を超えて出てくることということはあるんですかと、それを心配しています。それも。

管理監：そこは、浸透水と地下水という部分で、地下水という部分は地下水の基準を守りますと、有害物については環境基準を超過した溶出の部分については出しますという形でもって、できるだけ効果的・合理的な方法という形で提案はさせてもらっているということです。

住民：ここの処分場は、最初から国の方から言われていますけど、許可量オーバーと地下汚染、この二つが大きな問題やなということ以前から言われているんですけど、ぜひその辺、地下に流れ出るといふのをものすごく心配しています。それを許可量オーバーしているということ、大変気になっています。その辺うまいこと抱き合わせして、いい方向にもって行ってもらいたいんです。

管理監：はっきり申し上げまして、要は許可量オーバーがその産廃特措法の対象になるというもんじゃないわけですね。

住民：それはわかっています。

管理監：ですから、そこは今回のあれとは、制度上では、ちょっとこれは、それでもって対応するという事は難しいという話です。

住民：不法投棄ですわね。

管理監：不法投棄でも、あくまでも周辺環境に支障を生じるというものを除去ですね。ですから、多かったから支障が生じたという形には直ぐイコールにはならない。

住民：いえいえ、ならんようにしていただくの話でしょう。テーマに挙げてないだけで。

管理監：いえいえ。

住民：それはきっちり調べてほしいです。

管理監：それやったら不法投棄したところは全量撤去しなければいけないという話になりますやん。

住民：ほおっかむりしているだけですわね。

管理監：いえいえ、違いますよ。例えば、岐阜なんかはゼロやのに、あそこは一切不法投棄ですやん、すべて。100万立米以上が。それを全部出すという話にならへんのですやんか。

住民：あそこはすばらしいやり方していますわね。

住民：早かったからよ。

住民：対応がすごかったですよ。我々も行ってちゃんと調べてきましたわ。

住民：県の職員の処分をしたしわね。

住民：あれはすばらしい。

住民：県じゃなくて市ですよ。

室長：まあ、いろいろあるかもわかりませんが、御心配な部分は今、今日は何でこんな文章ペロっと持ってきてと言われるかもわかりませんが、県は責任を持ってやるというのを、そこへあらわしたかったということでございます。

住民：今までもね、ずっと責任持ってやります言うて、現状やねんやから。

室長：いやいや、だから協定書にこうやって不十分かもわかりませんが、一つのたたき台として、こうやって書かせてもらうということと県有地化するということ。

また、効果が出るときには県が責任持ってやるんやという話を書けるような協定書を結ぶんやということをおっしゃっていただいた。

あと、細かい話をすると色々あるかもわかりませんが、その辺の県の思いといいですか、今のこの対策工のこんなん、あつけと言われるかもわかりませんが、非常に思い切った現場を、地山を見てもらって、そこを遮水するという非常に安心をいただけるような工法やと思っておりますので、その辺あわせて対策工に理解いただきたいなというふうに思っていますので。

あと、今色々見ていただいたその辺のことを、今すかっとな御納得いただけるようなもの、何年にどうするんやというような話がきちっとできるかどうかというのはちょっと難しいかもわかりませんが、考え方を整理させてもらって見ていただいて、これやったらいいやろということであれば、これでもう完璧やという話に、もう協定結ぶんやといことにならずとも、そこまでの段階で調査を始めないとなかなかちょっと、実施計画をつくっていくのに時間がなかなか難しいので、そこそここのやり方で細かい話はこれ

から詰めていくとしていいということであれば、先ほど言いました鉛直遮水工のところのごみがどこら辺まで入っているのか、あるいは深いというところの粘土層がどんだけ薄いのかとか、あるいは穴があいたとかいう話の調査は、ある程度のところでさせていただきたいなと思っています。

住民：ちょっと私ね、さっき半永久的に汲み上げるって言わはったときに、こりゃえらいこっちゃと思ったんですよ。さっき言わはったように半永久的やったら、ポンプずっとね、施設も要るし、このままにせずと残しとかなあかんし、それを半永久言うたら、大体何年くらいのことを思っはりますの、半永久的というのは。それがまた答え出えへんでしょう。この前の答えと一緒にやから。

室長：いやいや、ここは低いので水をためんようにするには、ポンプで上げたところは必要だということです。

住民：では、何年くらいを思っはって、半永久的って言わはったんかなあとって。

室長：何年で、ずっと上げるということです。

これが、例えばこの下を通して、ここよりも低いところまで穴をあけられたら、ポンプ要りませんわ。

住民：え。

室長：ここよりも低いところまで穴あけられたら、ポンプは要りません。

住民：低いところに穴をあけたら。

室長：自然に流下できるところまで。

住民：ポンプやめたら嫌気性になるから、なんか出てきたら困るとかいう、また堂々めぐりになるんですけどね。

室長：いや、ここはもう漏れんようにしてしまうので、それを上げるという。

住民：ほいでね、個々のあれはいろいろ私にあんまり詳しくないからわからんねんけど。ここの二次対策のこれでも、最初に社会生活を送る上での支障の恐れで、住民の心理的ストレスとかって書いていますよね。私らみんな、心理的ストレスがいっぱいあるんですよ。

例えば、水に溶けんかったらもう置いててええやと言われても、これ心理的ストレスなんで、ただ、ここの矢印にはそういうこと全然書いてないですけどね。有害物が表流水とか有害ガスとか、そういうことは書いてもうてますけども、有害物をそこへ閉じ込



めて置いておくことについてのストレスというのも、やっぱり持っているわけです、皆さんね。

それは、特措法でやるから、そのものに入らんからできないというふうにおっしゃっているんですけど、私らは、特措法があるのがすべてやと思ってないし、やっぱり悪いもんがあつてストレスのあるもんがあつて、恐れのある分は除けてほしいなと思つています。前のところもやってほしいなと思つているわけです。

だから、そこで一刀両断にそう言われたら、まあまあそうか、しょうがないなということになるかもしれんけども、そしたら今度は、もしできんかった場合にはどうしてくれるんやという話になってくるから、こういうできんかったときにはちゃんと徹底的に確認して考えるとか、ちゃんと言うてもらわんと、私らはいつてなかなか言いにくいです。自分だけはいつて言うん違います。みんなの声ではいつて言わないかんので。だからその辺のところ、ちょっと、これをようわかつてやっていたきたいなと。

だから、住民はこう言うてる、こっちはこうしているということを明らかにして進めていつてほしいなというふうには思っています。私らが言うてること、みんなずっと何か消されているような気がして、今まで頼んできたことが。それでどンドンこうやって進んでいくというか、そんな気がしているんです。そんなところですよ。

住民：ちょっと幼稚な質問かもしれませんが、今、県はこの二次対策としてこの案を出してこられましたけど、今まで過去に県の対策委員会、市の調査委員会から対策についての案が答申されておりますね。そのようなことを勉強してまいりましたが、今なかなか二次対策についての理解ができないんですね、私は。例えば、こういった工法で他に例があるのかどうか。どこかを参考にされたということがございますか。それはないんですか。これはもう滋賀県初めて独自の案ですか。

管理監：独自です。今のRDの処分場の問題等を、今まで調査の中でわかつたのを総合的にして、この案を検討して出してきたということです。

住民：特措法によってやるというお話ですけども、特措法の適用を受けて、そりゃ地形も違いますし条件はみな違うと思うんですが、こういった工法というのは他にはないんですか。

管理監：例えば、鉛直遮水工で縁を切るとかあるいは水処理施設に浄化するとか、個別のものはあるかと思うんですけども、この形につきましては、そもそもがRDという形で、他のところですよ例えば後背地にすごい山があつて地下水もどンドン流れてきているとか、その条件は全然違いますので、ここのをそのまま持つてくるということは、普通はあり得ないかなというふうには思っているんで、これは我々コンサルも含めて知恵を絞つて出させていただいた案です。

住民：そうですか。私ら、今まで市の調査委員会や県の対策委員会で答申された、その内容についてはかなり勉強もさせてもらつて理解したつもりなんですけど、どうも今後もこ

の案については、何かもうひとつ得心のいかんそういう面があるんですね。

ですから、この工事完了後に効果が確認できるまでの間、モニタリングを実施するか、環境保全上の支障の除去等の目的に十分に達せないときにまた話し合いをして外部の専門家の意見を聞いてやるとか、いろいろな繕いの文章が多いような気がするんですが、自信持っていない証拠やと思うんです、県がね。

管理監：それはないです。そういう不安があるので、それやったら明確に協定書に書かせていただきますという形で、今日提案させてもらったんで。そこはちょっと誤解のないように。

住民：だからね、全然、頭から自信のない案をね、みんなの前に出して、そして覚書には住民の理解を優先するとなっている。そういう点について、住民の意見をもっと聞いて取り入れたらどうですか。その点、私はどうも不満がありますね。

管理監：我々は、やっぱり行政マンですから、行政マンとして議会にも説明しているわけですから、そんな不安半分でそんな案を出すつもりは一切なくて、前も言っていたように、これでもって効果が出ると思っていますということで、でないところへ皆様に説明すること自体が裏切りやと思っていますから、それはそのつもりで説明をしているわけです。

ただ、前回も当然こういうことについては、すぐ、そりゃ100%かと言われると、なかなかあらゆる事態において100%というようなことは、この世の中であり得ないことが多いわけですね。我々は、今こことこことこは漏れたるやろう、あるいは漏れる恐れがあるやろう、横から水が入ってきている部分がK s 3であると、この条件であれば、この対策でもってしっかりと遮水ができるはずやと、中の水については浸透水はできるだけ水位を下げるために日量300トンの水処理でもって下水道へ放流すれば、できるだけ水位も下がっていわゆる空気も入ってきて嫌気性もなくなると。

住民：まあまあわかりますけども、今の案に対して、以前に答申を出されている対策案があるわけですよ。それについて、今回検討されましたか。

室長：これはおととしの1月23日の有害物を探して取って、それでも取り切れへんので、浸透水をくみ上げて処理すると。その方針に基づいてやってきたところです。

あと、漏れたものをどうするか、遮水壁するのかあるいはどうするかということで、遮水壁よりもそれ以後、調査で色々わかってきたので、見て安全な、安心を目で見える、しっかりと確認してできる方法で遮水するというのでここを掘らせてもらうということにしたわけですので。今までの、それからものすごい調査をしたのを踏まえて、今、対策を提案させてもらっています。

住民：その表層ガス調査の結果、ボーリングでやられた30メートルメッシュというのは、私はあれはもう十分、ええかげんな調査やと。

室長：いやいや、それはまあ、そういう議論はあるかも知れません。遮水の方法とかその辺は、底面の状況がよくわかってきて、こういう方法が一番安心して確実な方法だということで提案させてもらったんです。

住民：しかしね、それは税金を使ってやる工事ですから、経費の面からも考えないかと思うんですが、この前も言ったんですが、市の調査委員会のあれの案というのは、約40億で試算しているんですよ。それむしかえしなつて皆さん笑うかもしれんけども、これね、そういうことも含めて、十分考えてリスクの少ない方法をやるべきやと思うんです。一旦、県は言われたら、もうあとへ引かない。

管理監：その市の調査委員会の40億という数字が、我々にはどうしても信じられない。だから。

住民：いや、それ先生に聞かれましたか。

管理監：基本的にこういうのは、学者というよりも実際の幾つもの処分場の中で仕事をしているコンサルさんの情報でもって、が一番しっかりしているわけです。別に学者さんが工事するわけやないわけですから、設計も。色々な積算の単価も含めてという中で、そういう話を聞いているんで。ただ、逆に言うと、

住民：それについて、ちょっと話折って済みませんけれども。

県のほうから封じ込め案に対して同意要請が来たんです。それを各自治会がけっているんですよ。やはり市の調査委員会の案がいいっていう回答書を出している。それは私は、まだ生きています。そういう思いがあると思います。

住民：ニューハイツは反対しています。

住民：ああ、そうですか。

管理監：やっぱり基本的には、前の1月で環境省の助言を得た県の基本方針という形で、一応皆さんの自治会から同意をいただいて、まずはこの方法で調査してこの方針でもってやっていこうというところから、再度スタートを切らしてもらったと我々は思っていますので、それでもって今まで積み重ねてきてここまで来ているというふうに思っておりますので。

住民：その覚書の中でも合意と納得を基本スタンスをするとか、それが一番の基本やと思うんです。その辺が、どうも一方的に押しつけられているような気がして。

管理監：その前の今後の県の対応についてという形で示させていただいたんですね。

住民：ええ、ここにありますよ。22年の1月23日に出ております。それに対して、周辺自治会からは6月20日に、この県の対応についての見解というのを出しています。

それから、それについて覚書を交わしています。それにのっってこれも進めていると思うんですけど、そこの趣旨が全然生かされていないような気がします。

管理監：ですから、その最後の住民との合意と納得を大原則としているということで、できるだけこういう形で何回も話も当然せないかんと思っていますし、御理解をいただきたいという形で説明はさせていただいていると。

ただ、そのもととなる部分によると、ちょっとまた話が戻って、30メートルメッシュがというような話になると、元々その30メートルメッシュというので、その後、必要に応じて10メートルメッシュでやるというのも今後の県の対応の中に明記されていて、一応それはそれで、二重丸ではないにしても一応は受け入れていただいたというところがスタートやと思っていますので。だから、そういう中で私は途中からですけども、岡治なり井口なりは、最初からそういう形で頑張ってきたということなんで、時々県はまたとかいうような話がありますけども、そこはほんまに一生懸命やってきているんで、それについては。

住民：30メートルメッシュでやってもらったというのは、やっぱり高濃度で表層ガスが出ているところをやられた、それは真下にはないということを調査委員会の先生もおっしゃっていましたが、それとすべて溶出試験でないものにされたなど。

今、この対策は、ほとんど周りですわね、対策されるのは。中心部をほとんどやらない。元従業員が埋めたという箇所なんか、ほとんど対策の要件に入っていないと私は思っています。これはもう絶対に地下水汚染が止まらないだろうと私は思います。

管理監：従業員さんの証言については聞かせていただきましたけど、●●さんにも前から言っていたくように、その証言された方等を紹介させていただいて、もう一回そこは、その方が明確に証言されるのであれば調査はしますということは、前から言っていると思うんです。ですからそれをいただかないと、一応ボーリング調査をするにしても、一応公費を使うわけですから。

住民：藤本さん、その議論したらまた元に戻っちゃうよ。

中心部の掘削調査に関しては、一次対策でやるということで、県もそれなりの対応しているわけでしょう。それでいいんですよ。

それから、元従業員の証言に関しても自主的に調査もやって、それに基づいて一次対策の案をつくっているわけだから、時計を逆に回すようなことをして、今議論を蒸し返してどうするんですか。

市の調査委員会の案とそれから県の対策委員会の案を、そして県のよりよい浄化策か、あれもあった上で今回の案が出てきているわけでしょう。それはみんな合意した上で、

発展的な段階に来ているんだと思うんですよ。それはやっぱ、共通の土台にして議論しないと、あのとき間違っていたんだって元に戻って、タイムスリップの議論していたら、いつまでたっても前に進まないじゃないですか。

それは、藤本さんも●●さんも、双方やっぱ考えてもらわないと。そこで議論したってしょうがないですよ。もっと前向きましょう、前向いて。

住民：これやっぱ基本に立ち返って、元に。十分考えてしないと、私はいかんと思うんです。

住民：だから基本に。だから、そもそもこの話し合いは、再開したのはそこでしょう。もう一回、処分場の調査をやり直しましょうと、そこから何が問題なのか、どういう対策がいいのか積み上げましょうって話になったじゃないですか。1回リセットされたわけですよ。それは一旦、基本に戻っているんじゃないんですか。基本に戻って話を積み上げてきたのに、またゼロというより、むしろマイナスに戻れて言っているようなものです。そういう話はやめましょう。時間の無駄ですよ。

住民：それはかなり住民の思いと、の線に沿ってきているんやったら言いませんよ。

住民：それはね、県もだから考えてもらわなくちゃいけないんだけど。県職員だって住民の一人なんだから、我々だって税金払っている県の構成者なんだから、そりゃお互いわかり合えるところがあるわけですよ。だからお互い、県の人たちも我々に寄り添ってもらいたいし、我々も皆さんの考え方に対して共感するところは共感する面もあります。

ただ、それぞれの立場は違うから、先ほど藤本さんとか岡治さんの話は、やっぱ法的な限界の中でベストの案なんですっていうことを言うんだけど、我々には法的な限界なんかないわけで、あるいは財政的な問題なんかないわけで、もっといいものがあるんじゃないかって言うわけですよ、当然ながら。それをくみ取った上で、修正をかけてもらえれば、それでいいんだ、基本的には。我々も何も、幾らお金を使ってもいいんだと、幾ら時間がかかってもいいんだというような子供じみた発想をしているわけではないから。

ただ、あまりにも限界、限界ということと言われると、おれたちの気持ちわかってないじゃないかっていう気にもなるわけですよ。だからもう少し、歩み寄りましょうよ、ちゃんと。

そして、だから県も、さっきも言っているように、この案がベストではなくてベターなんだってことを、まず考えてくださいよ。100%なんかあり得ないって、さっき岡治さんが言っているように、やっぱベターなんですよ、これは。絶対ベストではないわけで、そこはやっぱりお互い了解した上で議論しましょう。

住民：中村さんにちょっとお尋ねします。ちょっと確認ですけども、先ほど●●さんが下の方の地下水のことをおっしゃっていたんですけど、市-No.3と7の間の件なんですけども、以前2007年くらいなんですけど、僕がインターネットで出したんですけども、その

ときに、地下水が逆流していると、3と7の間が逆流しているという、一応あれが出たんですよ。ところが、それは何かのちょっとひよっとした間違いかもわかんないなあというような見解を持っていたんですよ。

知り合いに聞くと、地下水は仮に下に流れていても何かの拍子に逆流する場合もあるからというような話は聞いているんです。ですからそのNo.3と水銀がでているところです。3と7の間は、本当に逆流してたんかどうかということのをちょっと。それだけちょっとお聞きしたい。

課長：私はそこは知らないです。

住民：そうですか。

課長：これ、もう一遍確認いたします。

参事：その件、あれは、僕、完璧には覚えてないですが、要は井戸が壊れていたか何かで、きちんと測れなかったので、もう一回、きちんとした状態で測ったら、逆ということではなかったということで、何かの時に、住民さんの方にも1回お示ししたことがあったかと思います。

住民：それはね、たった1回になっただけでね、僕ら知事室行ったときにそれを言ったわけです。グッドタイミングで言ったんよ。そやから、わざとやったん違うかな。

参事：まあまあ昔のことだとわかりませんが。

住民：たまたま知事室へ行って、知事としゃべっているときにそれになった。わざとやったん違うかなと、僕ら思ったんよ。

住民：すみません、1つだけ、先ほど聞きました、半永久的に排水ポンプを動かすんだということで、あれ今現在は、下水道の方へ入れていますが、将来的にもずっと半永久的に下水道へ放流するということですか。

参事：今のところは。

住民：経堂池には入れないという。

参事：それを今後どうなってくるかわかりません。今のところはそういう考えです。

住民：将来的にはわからないと。

参事：今のところは下水道でずっと入れていくという。

住民：そりゃそうです。ここ10年くらいはそういうふうになるだろうと、でも将来的には。

参事：それは、また結局、住民さんとのお話の中でということもあるかと思いますが、今のところでは、そのままということは考えてないです。

室長：今度、日曜日にまた有害物調査検討委員会を開催をさせていただきます。

13時から向こうの（コミュニティセンター）治田東のほうで開催をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

住民：経堂池の方には入れないというようなことが小野から出ていたと思いますけども、今、どうやわからへんということでしたけども。

参事：今の時点は考えてないという。

住民：それは、今、池は使っていませんけども、池には入れないという話にはもうなっていたと思うんですが、もう絶対に入れてもらったら困ると思いますけど。

室長：あげたやつは処理して下水道へ入れるということで、やっていくというのは、今の対策として考えているということです。いつまでもやるんかという話になってくると。

住民：もしもそういう案が出てきたら、また自治会の、今ちょっと違う点で国道1号バイパスの点で、ちょっとそういうなんが池の方にいうので、それでちょっと問題になっているんですね。

管理監：ちょっとその点は、後でちょっと聞かせてもらいます、終わってから。

室長：そういう話になって、そうになりましたけど、今ここは流そうと思っているわけではないので。

住民：もしもそういうのがあれば。

住民：経堂池へ流れた水は、オーバーフローしたら、それは全部流れていくわけですよ。それはね、三ツ池から来た水と合流しているんやからね。そりゃあふれたら同じことになる。農業用水に入ってしまうんです。別個に行くってことはあり得ないです。水路の関係から。だから絶対通しようがない。そう思います。

司会：それでは、予定の時間が。

室長：今度また17日に委員会がございまして、そこで今のこれについての委員さんの意見を聞かせていただくと。5名の委員さんが集まっていた日を設定しましたが、1名ちょっと急病になられて4名になるんですけど、4人の委員さんに来ていただきますので。

住民：急病はだれ。

室長：大東先生です。

室長：この委員会の助言も踏まえて、また今の宿題もありますので、また今ちょっと日を決めさせてはいただけませんが、次、委員会も踏まえてまた話し合いさせていただきたいと思います。

また、連絡させていただきます。

司会：それでは、予定の時間も過ぎましたので、このあたりで終わらせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。